

電力システム改革の検証を踏まえた 制度設計WG とりまとめ（案）

2025年12月10日

資源エネルギー庁

目次

1. 電力システム改革の検証を踏まえた制度設計の全体像	P2
(1) 電力システム改革の検証を踏まえた制度の設計に係る経緯等	
(2) 電力システム改革の検証結果と方向性の振り返り	
(3) 電力システム改革の検証結果と方向性を踏まえた本WGの検討事項	
2. 本WGにおける検討結果の概要	P15
3. 本WGにおける検討結果の詳細	P25
(1) 安定供給確保を大前提とした、電源の脱炭素化の推進	P26
【検討事項①】 安定供給に必要となる燃料の確保	
【追加検討事項】 供給力確保に向けた方策	
(2) 電源の効率的な活用に向けた系統整備・立地誘導と柔軟な需給運用の仕組構築	P33
【検討事項②】 地内系統の計画的な整備を促す仕組み	
【検討事項③】 大規模系統整備に係る資金調達の円滑化等	
【検討事項④】 短期の最適な需給運用を可能とする市場整備	
(3) 市場を通じた、安定的な価格での需要家への供給に向けた小売事業の環境整備	P59
【検討事項⑤】 量的 (kWh) な供給能力の確保含む小売電気事業者の責任・役割の遵守を促す規律	
【検討事項⑥】 中長期取引を促進する市場等	
【検討事項⑦】 経過措置料金の解除に係る課題等の整理	
(4) 共通する課題	P110
【検討事項⑧】 電源・系統への投資に対するファイナンス	
4. 今後の進め方	P121

1. 電力システム改革の検証を踏まえた制度設計の全体像

1. 電力システム改革の検証を踏まえた制度設計の全体像

(1) 電力システム改革の検証を踏まえた制度の設計に係る経緯等

- 東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故を契機に、需給ひっ迫下での需給調整、多様な電源の活用の必要性が増すとともに、従来の電力システムの抱える様々な限界が明らかになったことに鑑み、広域系統運用の拡大、小売及び発電の全面自由化、法的分離の方式による送配電部門の中立性の一層の確保等を内容とする電力システム改革を推進してきた。
- その後、2016年10月に設置された電力・ガス基本政策小委員会において、電力システム改革の実装局面における電力事業・制度に関して議論を行ってきた。2023年12月からは、電力システム改革に関する改革方針の決定から10年が経過する中、改正電気事業法附則の検証規定に基づき、1年以上にわたって電力システム改革の検証を行い、本年3月末に「電力システム改革の検証結果と今後の方向性～安定供給と脱炭素を両立する持続可能な電力システムの構築に向けて～」（以下「検証結果等」という。）をとりまとめた。
- 検証とりまとめにおいては、安定供給の確保、電気料金の最大限の抑制、需要家の選択肢や事業者の事業機会の拡大という電力システム改革の3つの目的に照らして、それぞれ一定の効果があったと評価できる一方で、供給力の不足や、量・価格両面での安定供給確保といった課題も整理された。また、電力システム改革後の経済社会環境の変化を踏まえ、DXやGXに対応して脱炭素電力インフラの確保に取り組むことの必要性が指摘され、こうした議論は第七次エネルギー基本計画にも明記された。
- 電力システム改革の検証や、第七次エネルギー基本計画の決定を契機として、電力システム改革の大きなメリットである事業者や需要家の「選択」や「競争」を通じた創意工夫を最大限に生かしつつ、安定供給・脱炭素化・安定的な価格での供給を実現すること、こうした次世代のエネルギー・システムの構築に向けた電力産業に関する制度や事業環境・市場環境・競争環境の在り方を検討することとした。

1. 電力システム改革の検証を踏まえた制度設計の全体像

(1) 電力システム改革の検証を踏まえた制度の設計に係る経緯等

- ・ 検証結果等を踏まえ、次世代のエネルギー・システムの構築に向けた電力産業に関する制度や事業環境・市場環境・競争環境の在り方を検討するため、2025年5月、電力・ガス事業分科会の下に「次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会」（以下「小委」という。）を設置し、検討を開始した。
- ・ さらに同年6月、小委の下に「電力システム改革の検証を踏まえた制度設計WG」（以下「本WG」という。）を設置し、事業者や需要家の「選択」や「競争」を通じた創意工夫を最大限に生かしつつ、安定供給・脱炭素化・安定的な価格での供給を実現する次世代の電力システムを構築する観点から、電力システム改革の検証等を通じて明らかになった課題について、具体的な検討を進めてきた。
- ・ 以来、3回の小委と8回のWGを開催し、議論を尽くしてきた。もっとも、電力システムに課する制度設計は、これらの検討にとどまるものではなく、同じく小委の下設置された「制度検討作業部会」（以下、「TF」という。）など、他の審議会によっても適宜議論が進められている。
- ・ こうした議論の積み重ねにより、電力システム改革の検証を踏まえた各種制度の在り方について、一定の結論を得ることができた。そのため、これまでの議論の成果をとりまとめ、現時点での電力制度の在り方を示すべく、今般、本文書のとりまとめを行った。
- ・ 引き続き、残る論点や制度の詳細設計について議論を重ね、制度の実現に向けて邁進するとともに、国内の社会・経済動向、国際情勢の変化に機敏に対応し、各制度について不断の見直しを行うなど、不断の取り組みを進めていく。

【参考】小委・本WGの開催経緯

○次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会

回	開催日	議題
第1回	2025年5月23日	(1) 次世代の電気事業の在り方と電気事業を取り巻く状況について (2) 電力システム改革の検証を踏まえた制度設計に関する検討の進め方について (3) 電力ネットワークの次世代化について (4) ガスシステム改革の検証について (5) 2025年度夏季の電力需給対策について
第2回	2025年9月8日	(1) 電力システム改革の検証を踏まえた制度設計WGの進捗について (2) 次世代の電力産業の在り方と政策の方向性について
第3回	2025年10月31日	(1) 今夏の電力需給及び今冬以降の需給見通し・運用について (2) 電力システム改革の検証を踏まえた制度設計WGの進捗について (3) 次世代の電力産業の構築に向けて (4) 電力・ガス取引監視等委員会からの建議を受けた対応について (5) ガス事業者による不適切事案に関する対応について

【参考】小委・本WGの開催経緯

○電力システム改革の検証を踏まえた制度設計WG

回	開催日	議題
第1回	2025年6月13日	(1) 電力システム改革の検証を踏まえた制度設計について (2) 電力ネットワークの次世代化について
第2回	2025年7月4日	(1) 電力システムに関する制度の検討体制の全体像 (2) 小売電気事業者の責任・規律と中長期取引の活性化に向けた市場整備
第3回	2025年7月22日	(1) 電源投資を取り巻く現状と課題について (2) 同時市場の導入に向けた検討状況について
第4回	2025年8月8日	(1) 電力ネットワークの次世代化について (2) 小売電気事業者の量的な供給力確保の在り方と中長期取引市場の整備に向けた検討について (3) 電源投資を取り巻く現状と課題に関するヒアリング
第5回	2025年10月15日	(1) 安定供給に必要な燃料の確保について (2) ファイナンスの円滑化に向けて (3) 電力ネットワークの次世代化について (4) 同時市場の概要と今後の進め方について (5) 中長期取引市場の整備に向けた検討について (6) 経過措置料金の解除に係る課題等の整理
第6回	2025年11月11日	(1) 供給力確保に向けた方策について (2) ファイナンスの円滑化に向けて (3) 小売電気事業者の量的な供給力確保の在り方について (4) 中長期取引市場の整備に向けた検討について
第7回	2025年11月28日	(1) 供給力確保に向けた方策について (2) 電力ネットワークの次世代化について (3) 小売電気事業者の量的な供給力確保の在り方について (4) 中長期取引市場の整備に向けた検討について (5) 小売電気事業者による安定的な事業実施の確保について (6) 経過措置料金の解除に係る課題等の整理
第8回	2025年12月10日	(1) 電力システム改革の検証を踏まえた制度設計WG 中間とりまとめ（案） (2) IEA“Electricity Market Design”的概要について

【参考】次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会 委員名簿

小委員長 大橋 弘 東京大学大学院経済学研究科 教授、副学長

委員 秋元 圭吾 公益財団法人地球環境産業技術研究機構 システム研究グループ グループリーダー

安藤 至大 日本大学 経済学部 教授

石川 隆一 株式会社三菱 UFJ 銀行 執行役員 営業本部資源・エネルギー部長
兼サステナブルビジネス部 部長

熊田 亜紀子 東京大学大学院工学系研究科 教授

神山 智美 富山大学 学術研究部社会科学系 教授

竹内 純子 NPO 法人国際環境経済研究所 理事・主席研究員

田中 加奈子 アセットマネジメント One 株式会社サステナブル投資戦略部
シニア・サステナビリティ・サイエンティスト

原 郁子 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 理事 東日本支部支部長

平野 創 成城大学経済学部経営学科 教授

圓尾 雅則 SMBC 日興証券 マネージング・ディレクター

専門委員 井上 博貴 愛知産業株式会社 代表取締役社長

富田 珠代 日本労働組合総連合会 総合政策推進局総局長（※第1・2回）

→小原 成朗 日本労働組合総連合会 総合政策推進局総局長（※第3回）

外野 雅彦 経団連資源・エネルギー対策委員会企画部会長

オブザーバー 安藤 康志 電気事業連合会 副会長

大山 力 電力広域的運営推進機関 理事長

金本 良嗣 一般社団法人日本卸電力取引所 理事長

新川 達也 電力・ガス取引監視等委員会 事務局長

谷口 直行 株式会社エヌネット 代表取締役社長（※第1回）

→谷口 裕昭 株式会社エヌネット 代表取締役社長（※第2回以降）

早川 光毅 一般社団法人日本ガス協会 専務理事

福元 直行 一般社団法人電力需給調整力取引所 代表理事・事務局長

山本 竜太郎 一般社団法人送配電網協議会 専務理事・事務局長

座長 山内 弘隆 武蔵野大学経営学部経営学科 特任教授

委員 秋元 圭吾 公益財団法人地球環境産業技術研究機構 システム研究グループ グループリーダー
五十川 大也 大阪公立大学経済学研究科 准教授
大橋 弘 東京大学大学院経済学研究科教授 副学長
川上 千代子 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社投資銀行本部 エグゼクティブ・ディレクター
小宮山 涼一 東京大学大学院工学系研究科 教授
高橋 滋 法政大学法学部 教授
田村 多恵 株式会社みずほ銀行 産業調査部資源・エネルギーチーム 次長
爲近 英恵 名古屋市立大学大学院経済学研究科 准教授
常峰 和子 有限責任監査法人トーマツ パートナー/公認会計士
原 郁子 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会理事 東日本支部支部長
松村 敏弘 東京大学社会科学研究所 教授
四元 弘子 森・濱田松本法律事務所 弁護士

専門委員 皆藤 寛 日本商工会議所 産業政策第二部 課長
外野 雅彦 経団連資源・エネルギー対策委員会企画部会長

オブザーバー 安藤 康志 電気事業連合会 副会長
大山 力 電力広域的運営推進機関 理事長
香月 有佐 ENEOS Power 株式会社 代表取締役社長
金本 良嗣 一般社団法人日本卸電力取引所 理事長
河野 一生 全国電力関連産業労働組合総連合 会長代理（※第1回から第4回まで）
→片山 修 全国電力関連産業労働組合総連合 会長代理（※第5回以降）
新川 達也 電力・ガス取引監視等委員会 事務局長
福元 直行 一般社団法人電力需給調整力取引所 代表理事・事務局長
山本 竜太郎 一般社団法人送配電網協議会 専務理事・事務局長

1. 電力システム改革の検証を踏まえた制度設計の全体像

(2) 電力システム改革の検証結果等の振り返り

- 検証結果等では、まず電力システム改革当時に掲げられた3つの目的（安定供給の確保、電気料金の最大限の抑制、需要家の選択肢や事業者の事業機会の拡大）に照らして、現状の電力システムはどのように評価できるかについて検証を行い、以下のとおり整理した。

① 安定供給の確保

- 送配電網の広域運用の司令塔として、電力広域的運営推進機関が創設（2015年）。災害等の不測の事態も含めて広域融通は300回以上実施、連系線の増強も進展するなど、広域的な電力需給・送配電ネットワーク整備については目標を一定程度達成できたと評価できる。
- 一方、供給力については、再エネの導入に伴い火力発電の稼働率・収益性の低下により休廃止が進展。2020年以降断続的に需給ひつ迫を経験。今後は需要増も見込まれるが、事業者による電源の新設・リプレース投資は容易ではない状況。安定供給に必要な供給力の維持・確保を進めていくことが必要。

② 電気料金の最大限の抑制

- 電気料金の水準は、国際的な燃料価格、電源構成、電力需要量、再エネ賦課金等、様々な影響を受けることから、小売全面自由化の効果だけを取り出して、諸外国と比較して電気料金が低く抑えられていたとまでいうことは難しいが、燃料輸入価格高騰時を除き、経過措置料金よりも自由料金が安価な水準で推移していたことは事実。
- 一方、火力発電が大宗を占める中、燃料価格高騰時には電気料金が高騰。また、小売事業者の経営状況の悪化から、需要家との契約解除や事業撤退、託送料金の不払い等につながった。

③ 需要家の選択肢や事業者の事業機会の拡大

- 700を超える事業者が小売事業に参入し、再エネに特化したメニュー等、料金メニューも多様化。需要家の選択肢の拡大については、目指してきた方向性で取組が進んでいると評価できる。
- 一方、実際には電気の供給を行っていない事業者が約200者存在するほか、国際燃料価格の高騰時には経営悪化による退出等で一定の負担や混乱の引き金となつた事業者もおり、需要家保護等の観点から課題。

1. 電力システム改革の検証を踏まえた制度設計の全体像

(2) 電力システム改革の検証結果等の振り返り

- 検証結果等では、次に、現状の評価を踏まえ、電力システム改革が行われた、この約10年の間に電力システムを取り巻く経済社会環境がどのように変化したかを整理した。その上でこれからの電力システムが目指すべき方向性についても整理を行った。

＜電力システム改革の目的（電力システムに関する改革方針（平成25年4月2日閣議決定））＞

① 安定供給の確保

② 電気料金の最大限抑制

③ 需要家の選択肢や
事業者の事業機会の拡大

＜現状に関する検証や、電力システムを取り巻く経済社会環境の変化を踏まえた課題＞

- DX等により需要が増加する見込みの中での供給力の維持・確保
- 国際的なカーボンニュートラルへの対応の加速化
- 地政学的な環境の変化に伴う国際燃料価格の高騰等のリスク、物価高騰等の電気料金の上昇要因への対応 等

これからの電力システムが目指すべき方向性

安定的な電力供給を実現する



電力システムの脱炭素化を進める

方向性は相互に関連

安定供給や脱炭素化、物価上昇等による価格への影響を抑制しつつ、
需要家に安定的な価格水準で電気を供給できる環境を整備する

1. 電力システム改革の検証を踏まえた制度設計の全体像

(2) 電力システム改革の検証結果等の振り返り

- また、検証結果等においては、電力システムが直面している課題を3本の柱で整理して検討を行った上で、共通する課題として、「電源・系統への投資に対するファイナンス」と「電力システムにおいて公的役割を担う機関の体制強化」を掲げ、対応方針を整理した。

1. 安定供給確保を大前提とした、電源の脱炭素化の推進

- 世界的な脱炭素化の流れや、20年ぶりの電力需要増が見込まれる中で、安定供給と脱炭素化の両立に向けて、長期的かつ継続的に必要な電源投資が行われ、安定的に電源の運用ができるような仕組みを構築することが必要。

＜対応方針＞

- 事業期間中の市場環境の変化等に伴う収入・費用の変動に対応できるような制度措置や市場環境を整備。
- 水素・アンモニア、CCUS等を活用した火力の脱炭素化について、技術開発やコストなどを踏まえた時間軸や排出量にも留意しつつ、長期脱炭素電源オークション等を通じ、事業者の予見可能性を確保しながら進めていく。
- 燃料の安定的確保の見通しや供給力を提供する事業者の実態確認等、発電事業者に求められる機能や役割を整理。

2. 電源の効率的な活用に向けた系統整備・立地誘導と柔軟な需給運用の仕組構築

- 再生可能エネルギーの更なる導入拡大と電力の安定供給を実現するためには、電源と需要の状況を踏まえた形での系統の効率的整備、供給力や調整力の確保、短期の需給運用の効率的実施等が必要。

＜対応方針＞

- 大規模系統整備に係る託送料金制度における費用回収の在り方等、制度的な対応を含めた資金調達環境の整備について検討。
- 地内基幹系統等について、一般送配電事業者等が効率的・計画的に整備を進めるための仕組みを検討。
- データセンター等の系統接続申込みの規律の確保及び大規模需要の効率的な系統整備の観点での適地への誘導。適地における先行的・計画的な系統整備を進めるための枠組みを検討。
- 系統制約を考慮しつつ、供給力と調整力を同時に約定させる同時市場の導入に向けた検討を本格的に進める。

1. 電力システム改革の検証を踏まえた制度設計の全体像

(2) 電力システム改革の検証結果等の振り返り

3. 市場を通じた、安定的な価格での需要家への供給に向けた小売事業の環境整備

- スポット市場には一定の厚みが確保されたが、燃料価格の高騰など市場環境が厳しい局面においては、小売電気事業者の退出、電気料金の急激な変動など、需要家に一定の負担や混乱を生じさせ、国民経済に大きな影響を与えた。
- 需要家に対する安定的な水準の価格による電力供給を実現するためには、小売事業の環境整備が必要。

<対応方針>

- ・電源調達手段をより多様化するため、長期取引を含めた相対取引やブローカー経由の取引等の活用、先物市場・先渡市場・ベースロード市場などの市場を含む取引制度の拡充・再整備等を検討。
- ・需要家の脱炭素ニーズや発電・小売電気事業者の創意工夫が活かされるよう内外無差別な卸売の考え方を整理。
- ・現行制度も踏まえつつ、量的な供給能力 (kWh) の確保に関し、小売電気事業者に求める責任・役割やその遵守を促す規律、それを前提とした市場や卸取引を含む制度措置の必要性等について検討を深め、必要な措置を実施。
- ・経過措置料金は、解除が妥当な状況と評価された地域はなく、引き続き競争状況の確認を継続。
その上で、経過措置料金の実体的な役割の是非や今後の制度的な対応の必要性、低圧需要家に対するセーフティネットの在り方・必要性等について改めて検討。

4. 共通する課題

○電源・系統への投資に対するファイナンス

- ・市場環境の大きな変化に伴う事業の不確実性の高まり等を受けて、事業者の資金調達が難しくなり、また、金融機関・機関投資家等にとっても、融資・投資のハードルが高まってきている中、民間金融機関等が取り切れないリスクについて、公的な信用補完の活用とともに、政府の信用力を活用した融資等、脱炭素投資に向けたファイナンス円滑化の方策等を検討。

○電力システムにおける公的役割を担う機関の体制強化

- ・系統整備、需給運用、電源投資などに関して公的役割を担う、日本電力卸取引所、電力需給調整力取引所、電力広域機的運営推進機関の体制の強化に向けて、制度や予算措置等の必要な対応を行っていく。

1. 電力システム改革の検証を踏まえた制度設計の全体像

(2) 電力システム改革の検証結果等の振り返り

- 検証結果等では、電力システムのような複雑なシステムにおいては、部分最適が全体最適を毀損するような場合も起こり得るという問題意識の下、自由化された電力システムにおいては取引市場を通じて安定供給を実現していく必要があるとして、関連する取引市場の関係性の整理も行っている。

- 電力システム改革では、従来、垂直一貫体制、地域独占、総括原価方式によって実現しようとしてきた「安定的な電力供給」を、事業者や需要家の「選択」や「競争」を通じた創意工夫によって実現することを目指したが、その中で、供給力の確保など様々な課題に直面している。
- このため、「供給力を確保するための取引市場・制度」、「量・価格両面で安定的な調達を可能とする中長期取引市場」、「効率的な広域メリットオーダー実現のための短期取引市場」の3つの取引市場等を整備し、これらを最大限効率的に活用していく。
- こうした取組により、事業者の創意工夫を最大限活用しつつ、安定供給の確保・脱炭素化・安定的な価格水準での電気の供給を実現すべく電力システムを進化させていくことが電力システム改革の次のフェーズである。

<供給力を確保するための取引市場・制度>

中長期を見据えて必要となる
電源投資・設備形成を促進

- ・FIT、FIP
- ・長期脱炭素電源オークション
- ・容量市場メインオークション 等

<確保した供給力を最適運用する取引市場>

中長期取引市場
(新たな電力価格指標の形成)

中長期での電力取引の推進
新たな電力価格指標の形成

- ・先物市場
- ・先渡市場
- ・相対の卸取引
- ・ブローカー経由の取引
- ・個別PPA 等

短期取引市場
(効率的な広域メリットオーダー実現)

実需給段階での効率的な
需給運用を実現

- ・スポット市場
- ・時間前市場
- ・需給調整市場

今後、同時市場（系統制約を踏まえ、
供給力と調整力を同時約定）の導入
に向けて本格的に検討

1. 電力システム改革の検証を踏まえた制度設計の全体像

(3) 電力システム改革の検証結果と方向性を踏まえた本WGの検討事項

- 検証結果等で示された課題と対応方針を踏まえて、小委及び本WGでは、制度設計の検討事項として、以下の10項目を設定した。そのうち、「大規模な電源の脱炭素化に向けた事業環境整備」と、「安定供給を大前提とした非効率石炭火力のフェードアウトや火力脱炭素化の推進」については、既に作業検討部会で議論が進められていたことを踏まえ、そちらの議論に任せることとし、残る8項目を本WGの検討事項とした。
- その後、第3回小委において、「供給力確保に向けた方策」についても検討が必要とされ、これを加えた9項目の検討を進めてきた。

1. 安定供給確保を大前提とした、電源の脱炭素化の推進

- ✓ **大規模な電源の脱炭素化に向けた事業環境整備【TFで検討開始済】**
- ✓ **安定供給を大前提とした非効率石炭火力のフェードアウトや火力脱炭素化の推進【TFで検討開始済】**
- ✓ **安定供給に必要となる燃料の確保【検討事項①】**
- ✓ **供給力確保に向けた方策【追加検討事項】**

2. 電源の効率的な活用に向けた系統整備・立地誘導と柔軟な需給運用の仕組構築

- ✓ **地内系統の計画的な整備を促す仕組み【検討事項②】**
- ✓ **大規模系統整備に係る資金調達の円滑化等【検討事項③】**
- ✓ **短期の最適な需給運用を可能とする市場整備【検討事項④】**

3. 市場を通じた、安定的な価格での需要家への供給に向けた小売事業の環境整備

- ✓ **量的(kWh)な供給能力の確保含む小売電気事業者の責任・役割の遵守を促す規律【検討事項⑤】**
- ✓ **中長期取引を促進する市場等【検討事項⑥】**
- ✓ **経過措置料金の解除に係る課題等の整理【検討事項⑦】**

4. 共通する課題

- ✓ **電源・系統への投資に対するファイナンス【検討事項⑧】**

2. 本WGにおける検討結果の概要

（1）安定供給確保を大前提とした、電源の脱炭素化の推進

【検討事項①】 安定供給に必要となる燃料の確保

【追加検討事項】 供給力確保に向けた方策

（2）電源の効率的な活用に向けた系統整備・立地誘導と柔軟な需給運用の仕組構築

【検討事項②】 地内系統の計画的な整備を促す仕組み

【検討事項③】 大規模系統整備に係る資金調達の円滑化等

【検討事項④】 短期の最適な需給運用を可能とする市場整備

（3）市場を通じた、安定的な価格での需要家への供給に向けた小売事業の環境整備

【検討事項⑤】 量的（kWh）な供給能力の確保含む小売電気事業者の責任・役割の遵守を促す規律

【検討事項⑥】 中長期取引を促進する市場等

【検討事項⑦】 経過措置料金の解除に係る課題等の整理

（4）共通する課題

【検討事項⑧】 電源・系統への投資に対するファイナンス

【検討事項①】 安定供給に必要となる燃料の確保

(a) LNG調達や需給リスクの実態把握

- ✓ 大手電力会社へのヒアリングによると、2030年度頃までは概ね現在と同水準の長期契約量を確保しているが、2030年以降は順次契約期限が満了する。こうした状況も踏まえ、各社において、既存契約の更新や新規調達を含めた戦略的な検討が進められているところ。
- ✓ 国としては、各社のLNG調達状況に係る定期的な調査（年1回程度）等を通じ、契約実態や需給リスクの継続的な把握を行う。今後の資源開発・燃料供給小委員会の議論を踏まえ、安定供給に必要な量が確保されるよう、必要な対応策を引き続き検討する。

【追加検討事項】供給力確保に向けた方策

(a) 電源の休廃止に向けた検討状況の把握と対応

- ✓ 実需給の10年程度前に、国、電力広域的運営推進機関、エリアの一般送配電事業者が、一定規模以上の発電事業者の持つ電源の休廃止に向けた検討状況などの情報を把握することができるよう仕組みを検討する。
- ✓ また、当該情報を踏まえて、中長期的な需給・系統状況の見通しに沿った形で、必要な対応を計画的に進めることができるよう、現行の供給計画や火力脱炭素計画を参考に、実効的な仕組みを検討する。

(b) 容量市場等の見直し

- ✓ 容量市場のメインオークションについて、現在行っている包括検証を踏まえ、NetCONE価格の見直しや、一定規模以上の発電事業者に対する供出の求めなどを含め、稼働可能な既存電源を最大限確保するための制度的見直しを行う。
- ✓ 不落札電源について、当該電源を維持する必要性を確認する仕組みを検討するとともに、当該電源の維持を可能とするための費用負担方法等について、追加オークションや予備電源制度との関係も踏まえて検討する。

(c) 補修時期等の調整

- ✓ 国や電力広域的運営推進機関が、各電源の運転計画を把握し、補修点検等の発注より前に必要な補修調整を依頼できるよう、実効的な枠組みを検討する。

(d) 中長期的な電力需給についての共通認識の形成

- ✓ 需給動向の変化を定期観測しつつ、エリア別シナリオの策定等これまでの取組を深化させる。

【検討事項②】地内系統の計画的な整備を促す仕組み

(a) 地内系統の先行的・計画的な整備に向けた対応

- ✓ 地内系統の先行的・計画的な整備に向けて、一般送配電事業者等が計画を策定の上、国・電力広域的運営推進機関がその内容を確認し、確認を受けた計画の整備については電力広域的運営推進機関からの貸付けの対象に加える方向で必要な対応を進める。
- ✓ 貸付けの対象については、大規模かつ基幹的な地内系統とする。具体的には、一定以上の容量・電圧に係る設備を計画の対象とすることを基本とする。

(b) 先行的・計画的な整備のスケジュール

- ✓ 再エネを起因とする系統は2050年カーボンニュートラルを見据え整備を行う。
- ✓ 他方、大規模需要を起因とする系統は、需要家の迅速な連系が求められるため、今後10年程度を見据え整備を行う。

【検討事項③】大規模系統整備に係る資金調達の円滑化等

(a) 値差収益の取扱いの柔軟化

- ✓ 電力広域的運営推進機関が行う値差収益の交付や貸付けについて、交付業務に支障のない範囲で貸し付けることとされている整理を改め、状況に応じて交付と貸付けを柔軟に判断することとし、とりわけ大規模な地域間連系線の整備が進行している段階においては、貸付けを優先することとする。また、民間融資の返済を優先することも認める方向で検討する。
- ✓ 今後発生する値差収益については、一旦国庫納付をした上で、地域間連系線の整備に加えて、重要な地内系統の整備や、大規模な発電所等の立地地域の理解醸成等のための対策にも柔軟に活用する。

(b) GX政策における系統整備への貸付け

- ✓ GX実現に必要な系統整備に対して、運転開始前に貸し付ける枠組みをGX政策の体系の中で新たに設ける。
- ✓ その際、GX戦略地域における「コンビナート等再生型」や「データセンター集積型」の形成に必要な系統整備を対象とする。また、本貸付けは、資金回収の開始後に民間融資の返済を優先して返済することも認める方向で検討する。

(c) 託送料金の前倒し回収措置等

- ✓ 一定基準を満たす系統整備について、運転開始後に託送料金で回収する費用の一部について、運転開始前から回収する仕組みを設ける。その際、国（経済産業大臣）が前倒しを承認の上、その承認額を各一般送配電事業者に通知し、当該通知に基づいて回収額を事業実施主体に払い渡す形にする。

(d) 地域間連系線の工事費用の増額時等の回収の考え方を示すガイドライン・検証の在り方

- ✓ 工事費用の総額や費用増額時の回収確実性を高める観点から、工事費に対する検証の考え方について、ガイドライン案を取りまとめた。引き続き、運転維持費に対する検証の考え方についても議論し、年度内を目途に作成する。
- ✓ 地域間連系線等の費用回収については、電力広域的運営推進機関におけるガイドラインに基づく確認・検証を得て、経済産業大臣が承認して決定することから、費用増額時も含め、電力・ガス取引監視等委員会は、託送料金審査時において、その結果（金額）を確認するスキームにすると整理した。

(e) 事業報酬の算定における建設仮勘定の取扱い等

- ✓ 一般送配電事業者が収受可能な事業報酬の算定方法について、資金調達の円滑化に向けて、建設中の資産の取扱いを見直すことと整理した。
- ✓ 特定系統設置交付金のレベニューキャップ制度上の取扱いについて、建設中の資金繰りの改善を目的に、交付時に控除収益とするのではなく、運転開始後に交付される系統設置交付金と合わせて控除収益とすると整理した。

【検討事項④】短期の最適な需給運用を可能とする市場整備

(a) 同時市場の意義

- ✓ 「同時市場」は、電力（kWh）と調整力（ΔkWh）を同時に取引し、約定させる仕組みの電力市場。同時市場の導入の意義は、①電力と調整力の安定的かつ効率的な調達・配分、②電源の費用特性等を考慮した約定、③将来の環境変化に対応しうる需給運用の仕組みの構築の三点。

(b) 同時市場の概要

- ✓ 現在検討中の同時市場は、「「同時市場の在り方等に関する検討会」第二次中間取りまとめ」（2025年10月15日）で整理した通り、①同時約定、②発電事業者による発電余力全量の入札義務・自己計画電源（発電BGが自ら電源起動・出力量を確定させる入札方法）、③Three-Part Offer（電源の売り入札において、起動費、最低出力費用、増分費用カーブを登録する方法）、④アップリフト（電源態勢全体での増分費用をkWh価格とし、起動費等の回収不足が生じる電源に対しては個別の補償を行う）、⑤SCUC・SCED（系統制約や需給バランス制約を考慮して運用コストが最小となる発電設備の起動停止と出力配分の組み合わせを決定する計算方法）、⑥時間前同時市場といった仕組みを主な要素としている。
- ✓ なお、同時市場は、既存の卸電力市場や需給調整市場を代替する市場という位置づけとなる。また、発電・小売・送配電の各事業者の役割や責任の基本的な考え方を変更するものではない。

(c) 同時市場の導入に向けた今後の進め方

- ✓ 今後は、資源エネルギー庁と電力広域的運営推進機関を事務局として、①実務的な観点を踏まえた市場の詳細設計（第1フェーズ）と、②同時市場の機能を担うシステム開発のための要求定義（第2フェーズ）の検討を行い、導入可能性があると判断された場合には、同時市場の導入を最終決定することとしている。同時市場に求められる役割・機能を踏まえ、①市場制度の詳細設計、②同時市場システムの開発、③運営主体の決定、市場開設準備の3点を中心に、同時市場を導入するために必要な検討及び作業を進めていく。

【検討事項⑤】量的 (kWh) な供給能力の確保含む小売電気事業者の責任・役割の遵守を促す規律

(a) 量的 (kWh) な供給能力の確保

- ✓ 電力の安定供給等の電力システムが抱える複数の課題対処のため、小売電気事業者の供給能力確保義務として、量的な供給力 (kWh) の確保を求める案とし、確保を求める期間や量などの検討を行った。
- ✓ 意見募集において寄せられた、「施策目的の明確化と目的を踏まえた達成手段の丁寧な説明が必要」という意見を踏まえ、2022年のような社会的混乱の再発回避の観点から「需要家に対する安定・継続した電力 (kwh) の供給ができる事業環境の実現」という目的を整理した。
- ✓ 小売電気事業者に量的な供給力 (kWh) の確保を求めるという提案に対して、電力価格の高騰やそれに伴う小売事業者の撤退等が社会に与える影響の大きさを踏まえ、小売電気事業者は一定の社会的責任を果たすべきという意見があつた一方で、その手段としての妥当性を検証すべきという意見もあつた。
- ✓ 電力システム改革の検証で得られた目指すべき方向性（安定供給の確保、需要家に安定的な価格水準で電気を供給できる環境の実現）及びWGで整理した政策目的に照らして、事務局案と比較して他に適切な手段がありうるか、継続して議論を続ける。

(b) 小売電気事業者による安定的な事業実施の確保

- ✓ 電気の供給実績がない小売電気事業者（休眠事業者）について、正当な理由なく休眠状態にある場合には、登録を取り消すことができるよう、制度措置を検討する。
- ✓ 蓄電池等事業者への電気の供給について、小売供給に類した供給として、小売供給の場合と同様に系統利用が認められるものと解釈を明確化する。また、小売電気事業者等がその事業の一環として自己等に対して電気の供給を行う場合については、小売供給に含まれると解釈を明確化する。
- ✓ マンション等の一括受電事業者について、「電力の小売営業に関する指針」を改正し、小売電気事業者と一括受電事業者が同一又は密接関係を有する場合等において、①一括受電事業者が、最終的な電気の使用者に対する保護措置を講じること、②小売電気事業者が、一括受電事業者において保護措置を講じるよう監督すること、を怠ることを「問題となる行為」と位置づけ、小売電気事業者に対して業務改善命令等を行う事由となりうることを明記する。

【検討事項⑥】 中長期取引を促進する市場等

(a) 中長期取引市場の整備に向けた検討

- ✓ ①小売電気事業者による中長期での供給力の安定的な調達、②発電事業者による電源投資や燃料調達に係る予見可能性の向上、③安定的な水準・変動幅での電力供給の実現を図るため、広く参考可能で適正かつ安定的な電力価格指標の形成に資するような中長期の電力取引の活性化を図ることを目的として、中長期取引市場を整備する。
- ✓ WGでは、中長期取引市場の意義、商品（取り扱う商品）、入札（価格の考え方・市場監視、供出量を高める方策）、受渡し（市場範囲、市場分断リスクへの対応）、決済・清算、市場運営（運営主体、市場参加者）、他市場との関係（容量市場との整理、ベースロード市場）などの論点について、基本的な考え方を整理した。
- ✓ 今後、本中間取りまとめや供給力確保義務の検討状況を踏まえつつ、有識者や実務者による検討体制を構築し、具体的な制度設計を進めていくこととする。

【検討事項⑦】 経過措置料金の解除に係る課題等の整理

(a) 経過措置料金の解除に向けた検討

- ✓ 現在のところ、規制料金の解除基準を満たす区域は存在しないため、まずは監視等委における競争状況の評価を注視する。その上で、特定の地域において経過措置料金の解除基準を満たすことが明らかになった場合には、当該地域のスイッチング状況や需要家の状況を精査しつつ、農事用や公衆街路灯向けの料金メニューや三段階料金制度等の在り方について検討する。
- ✓ また、最終保障供給については、実務面の課題に留意しつつ、一般送配電事業者が担うこととする。

(b) 経過措置料金の在り方等に関する検討

- ✓ 事業者の努力が及ばない外生的な費用変動要因（燃料費、インフレ等）や、現行の料金制度が前提としていない制度等（GX-ETS等）について整理した上で、需要家保護を踏まえつつ、柔軟に価格転嫁できる仕組みの検討など、経過措置料金の在り方について先行して検討する。

【検討事項⑧】電源・系統への投資に対するファイナンス

(a) 政府の信用力を活用した融資制度

- ✓ 電力の安定供給や、電力分野の脱炭素化といった需要家ニーズへの対応を迅速化する観点から、電力広域的運営推進機関による財政融資を活用した新たな融資制度を検討し、長期・大規模な電源・系統整備への投資を支援する。

(b) 融資対象

- ✓ 融資に際して一定の出力規模以上の電源や、認定整備計画で定められた地域間連系線、地内系統のうちでも基幹的な系統を対象とすることを基本とし、投資期間については原則10年以上を条件とする方向で検討する。
- ✓ 加えて、民間金融機関との協調の在り方や、融資対象事業者による資金調達に向けた取組の状況などを確認し、必要と認められる場合に支援を受けられるよう制度設計を行う。

(c) 融資スキーム（資金調達・官民協調）

- ✓ 融資の原資については、財政融資を活用した資金調達を検討する。調達した資金を確実に償還する観点から、①一定のリスクプレミアムの徴収や、②投資回収の予見性が担保されている案件のみを対象とする要件設定、③国から電力広域的運営推進機関に対する財政措置などの対応を行うことを検討。
- ✓ 加えて、万一の場合に備え、電力広域的運営推進機関が行う電源入札の仕組みを参考に、安定供給のラストリゾートとしての役割を有する一般送配電事業者から拠出金等を回収する枠組も設ける。
- ✓ その他、制度設計に当たっては官民協調・民業補完を原則とし、公的な制度の関与を必要最小限のものとする観点から、①融資額について一定の上限を設定する、②貸付利率を民間水準並みの金利水準とする、③融資期間については、政策目的に適う適切な条件を設定する、といった対応を行う。
- ✓ 加えて、民間事業者の経営努力を可能な限り促すため、事業者が策定する事業計画等の適切性や実行性を確認できる枠組を構築する。

3. 本WGにおける検討結果の詳細

（1） 安定供給確保を大前提とした、電源の脱炭素化の推進

【検討事項①】 安定供給に必要となる燃料の確保

【追加検討事項】 供給力確保に向けた方策

（2） 電源の効率的な活用に向けた系統整備・立地誘導と柔軟な需給運用の仕組構築

【検討事項②】 地内系統の計画的な整備を促す仕組み

【検討事項③】 大規模系統整備に係る資金調達の円滑化等

【検討事項④】 短期の最適な需給運用を可能とする市場整備

（3） 市場を通じた、安定的な価格での需要家への供給に向けた小売事業の環境整備

【検討事項⑤】 量的（kWh）な供給能力の確保含む小売電気事業者の責任・役割の遵守を促す規律

【検討事項⑥】 中長期取引を促進する市場等

【検討事項⑦】 経過措置料金の解除に係る課題等の整理

（4） 共通する課題

【検討事項⑧】 電源・系統への投資に対するファイナンス

3. 本WGにおける検討結果の詳細

(1) 安定供給確保を大前提とした、電源の脱炭素化の推進

【検討事項①】 安定供給に必要となる燃料の確保

【追加検討事項】 供給力確保に向けた方策

(2) 電源の効率的な活用に向けた系統整備・立地誘導と柔軟な需給運用の仕組構築

【検討事項②】 地内系統の計画的な整備を促す仕組み

【検討事項③】 大規模系統整備に係る資金調達の円滑化等

【検討事項④】 短期の最適な需給運用を可能とする市場整備

(3) 市場を通じた、安定的な価格での需要家への供給に向けた小売事業の環境整備

【検討事項⑤】 量的 (kWh) な供給能力の確保含む小売電気事業者の責任・役割の遵守を促す規律

【検討事項⑥】 中長期取引を促進する市場等

【検討事項⑦】 経過措置料金の解除に係る課題等の整理

(4) 共通する課題

【検討事項⑧】 電源・系統への投資に対するファイナンス

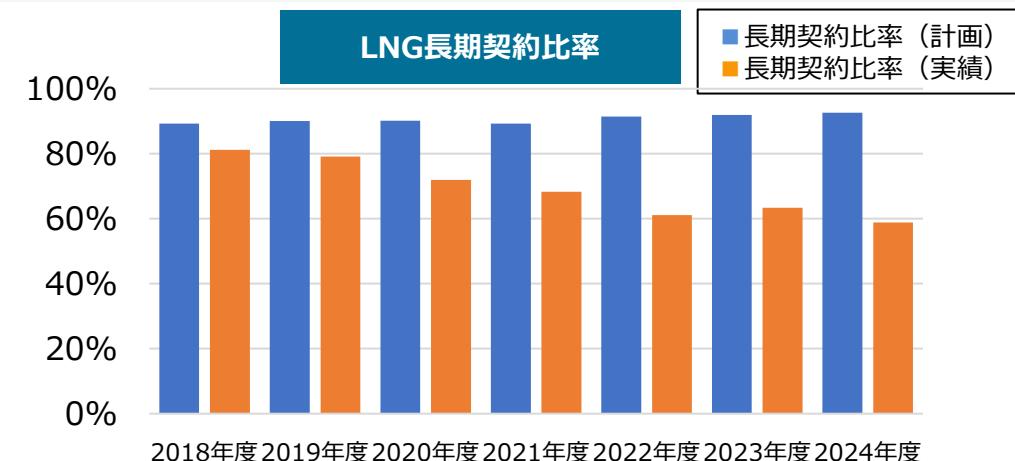
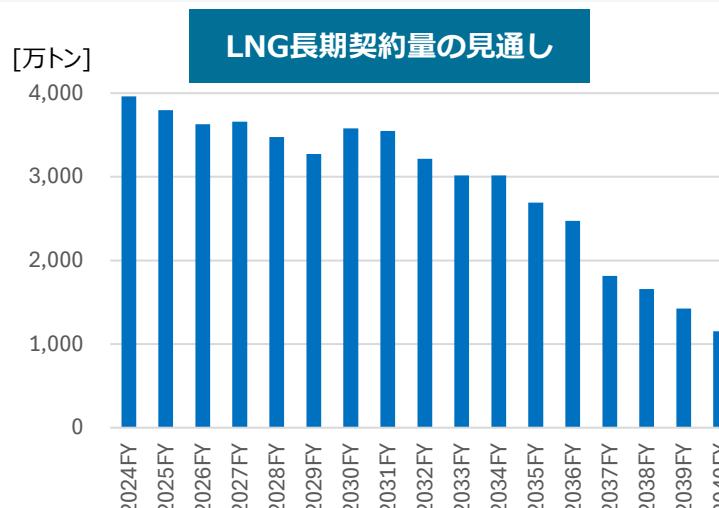
検討事項① 安定供給に必要となる燃料の確保

【課題】

- 電力自由化の進展により販売電力量の予見性が低下し、長期PPAの減少が進む中、変動性再エネの導入拡大に伴って燃料消費量の季節変動が拡大し、LNG火力の稼働率も継続的に低下。これらの要因により、発電事業者が長期契約で燃料を安定的に確保することが困難となり、発電事業者や需要家が燃料スポット価格の変動リスクにさらされる懸念が高まっている。
- これまでの電力システム改革の検証においても、LNG長期契約の確保は安定供給に不可欠とされてきたが、事業者にとって必要な燃料量の見極めは困難な状況にある。

【対応の方向性】

- 国として、各社のLNG調達状況について年1回程度の定期調査を行い、契約実態や需給リスクを継続的に把握する。
- また、資源開発・燃料供給小委員会において、将来的な調達コストの安定性・予見可能性の観点から、2040年度時点の我が国全体のLNG長期契約の確保の在り方について議論がされているところ。これらも参考しつつ、安定供給に必要な量が確保されるよう、事業者への影響にも十分配慮しながら、必要な対応策を引き続き検討する。



(出典) 資源エネルギー庁が大手電力会社（旧一般電気事業者+JERA）に対して行った調査を基に作成

(注) 各年度における長期契約比率（計画・実績）は、各社が受け入れたLNGのうちターム・ポートフォリオ契約による調達量を、各社が受け入れたLNGの総量で除して算出。いずれも長期契約の契約数量から算出したものではない。

3. 本WGにおける検討結果の詳細

（1）安定供給確保を大前提とした、電源の脱炭素化の推進

【検討事項①】 安定供給に必要となる燃料の確保

【追加検討事項】 供給力確保に向けた方策

（2）電源の効率的な活用に向けた系統整備・立地誘導と柔軟な需給運用の仕組構築

【検討事項②】 地内系統の計画的な整備を促す仕組み

【検討事項③】 大規模系統整備に係る資金調達の円滑化等

【検討事項④】 短期の最適な需給運用を可能とする市場整備

（3）市場を通じた、安定的な価格での需要家への供給に向けた小売事業の環境整備

【検討事項⑤】 量的（kWh）な供給能力の確保含む小売電気事業者の責任・役割の遵守を促す規律

【検討事項⑥】 中長期取引を促進する市場等

【検討事項⑦】 経過措置料金の解除に係る課題等の整理

（4）共通する課題

【検討事項⑧】 電源・系統への投資に対するファイナンス

【追加検討事項】供給力確保に向けた方策（1/3）

【背景】

- 2026年夏季の電力需給見通し（速報値）は、同年8月の東京エリアの予備率は0.9%（今年度比▲6.3%）と非常に厳しい。今後、電力需要の増加が見込まれる一方、非効率な石炭火力を中心として電源の休廃止に向けた検討が進み、長期脱炭素電源オークションを活用したLNG火力等のリプレースに先立つ一時的な供給力の減少も見込まれる。
- こうした状況を踏まえ、これから当分の間、我が国は、電源移行の過渡期を迎える、今後、2030年代初頭にかけて、特に夏冬の高需要期における電力需要は予断を許さない厳しい状況が続く可能性がある。
- 引き続き安定供給に必要な水準の供給力を確保できるよう、容量市場や予備電源等の既存の仕組みの見直し、短期の追加供給力調達の在り方を含め、必要な供給力確保に向けた新たな方策の検討が必要。
- 本年10月31日の第3回小委において、上記の課題が示されたため、本WGにおいて、当初の検討事項に加えて供給力確保に向けた新たな方策についてご議論いただいた。

【対応の方向性】

- 上記を踏まえ、これまでの供給力確保策を振り返り、次の3点について、関係審議会や電力広域的運営推進機関の関係委員会において、実態を踏まえた具体的な制度改善等を検討する。
- ①電源や系統整備のリードタイムを勘案し、中長期的な視点から、必要な設備投資を後押しするための仕組みの在り方
- ②容量市場の見直し等による稼働可能な電源の最大限の確保と、容量市場不落札電源の維持・確保に向けた仕組みの在り方
- ③施工力制約等により柔軟な補修時期の調整が困難になる中での計画的な追加供給力確保の在り方

【追加検討事項】供給力確保に向けた方策 (2/3)

【対応の方向性（詳細）】

- ①電源や系統整備のリードタイムを勘案し、中長期的な視点から、必要な設備投資を後押しするための仕組みの在り方
 - ・一定規模以上の発電事業者に遵守を求める一定のルールを設け、実需給の10年程度前に、国、電力広域的運営推進機関、エリアの一般送配電事業者が、電源の休廃止に向けた検討状況などの情報を把握することができるよう仕組みを検討する。その際、当該情報は、発電事業者にとって極めて秘匿性が高いことに鑑み、情報にアクセスできる者を限定するなど、保秘の観点で十分注意を払う必要がある。
 - ・上記の情報を踏まえて、国、電力広域的運営推進機関、エリアの一般送配電事業者が、中長期的な需給・系統状況の見通しに沿った形で、電源投資や系統設備などの必要な対応を計画的に進めることができるよう、現行の供給計画や火力脱炭素化計画を参考にしつつ、実効的な仕組みを検討する。
- ②容量市場の見直し等による稼働可能な電源の最大限の確保と、容量市場不落札電源の維持・確保に向けた仕組みの在り方
 - ・容量市場は、実需給の4年前に稼働可能な電源を高い確度で把握するための重要な枠組。そのメインオークションについて、容量拠出金に与える影響に注意しつつ、特に火力発電を取り巻く環境変化に対応する形で、NetCONE価格の見直しや、上記①の一定のルールに基づく発電事業者への供出の求めなどを含め、稼働可能な既存の電源を最大限確保するための制度見直しに取り組む（現在、包括検証中）。
 - ・また、不落札電源について、個別に事情を確認し、需給・系統運用の観点から当該電源を維持する必要性を確認する仕組みを検討するとともに、当該電源の維持を可能とするための仕組みの在り方（費用負担方法等）について、その後の追加オークションや予備電源制度等との関係も踏まえて検討する。
- ③施工力制約等により柔軟な補修時期の調整が困難になる中での計画的な追加供給力確保の在り方
 - ・現場の補修点検等の施工力に限界がある中で、国や電力広域的運営推進機関が、各電源の運転計画を把握し、より長期的な視点で、計画的に、一定規模以上の発電事業者に対して、その補修点検等の発注より前に必要な補修調整を依頼できるよう、現在の運用の課題を洗い出し、実効的な枠組を検討する。

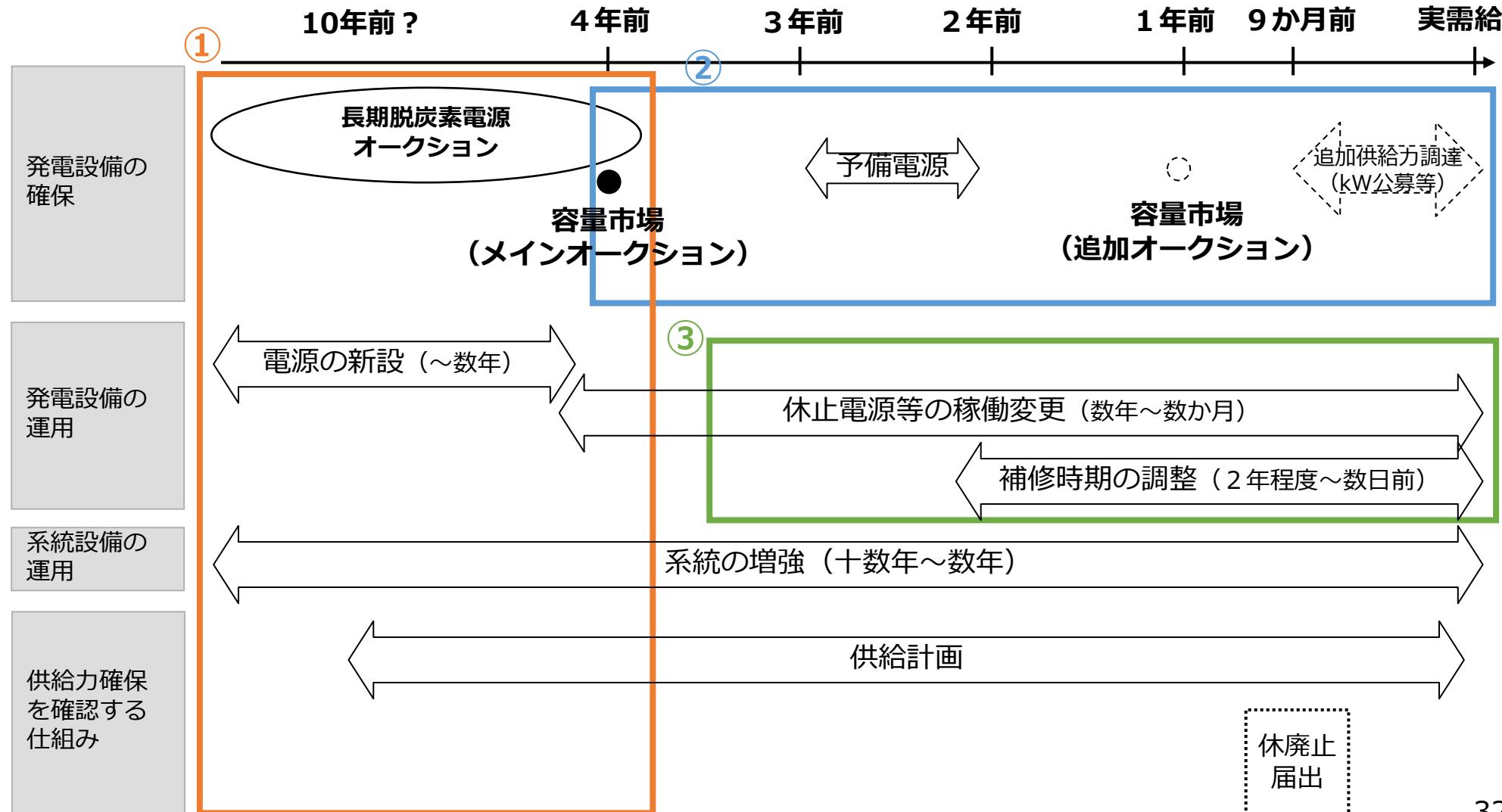
【追加検討事項】 供給力確保に向けた方策 (3/3)

【対応の方向性（詳細）】

④中長期的な電力需給についての共通認識の形成

- 電力広域的運営推進機関において、10年超先の電力需給のあり得るシナリオとして策定された「将来の電力需給シナリオ」に関して、電力需給に関する将来のありうる状況を関係者で共有することの重要性について確認された。
- 今後は、エリア別シナリオ策定の検討を進めるとともに、データセンター等の需給動向の定期観測を行なながら、共通認識としてより確固たるものになるよう、取組を更に深化させていく。

供給力確保に向けた新たな方策（今後の論点）



3. 本WGにおける検討結果の詳細

(1) 安定供給確保を大前提とした、電源の脱炭素化の推進

【検討事項①】 安定供給に必要となる燃料の確保

【追加検討事項】 供給力確保に向けた方策

(2) 電源の効率的な活用に向けた系統整備・立地誘導と柔軟な需給運用の仕組構築

【検討事項②】 地内系統の計画的な整備を促す仕組み

【検討事項③】 大規模系統整備に係る資金調達の円滑化等

【検討事項④】 短期の最適な需給運用を可能とする市場整備

(3) 市場を通じた、安定的な価格での需要家への供給に向けた小売事業の環境整備

【検討事項⑤】 量的 (kWh) な供給能力の確保含む小売電気事業者の責任・役割の遵守を促す規律

【検討事項⑥】 中長期取引を促進する市場等

【検討事項⑦】 経過措置料金の解除に係る課題等の整理

(4) 共通する課題

【検討事項⑧】 電源・系統への投資に対するファイナンス

検討事項② 地内系統の計画的な整備

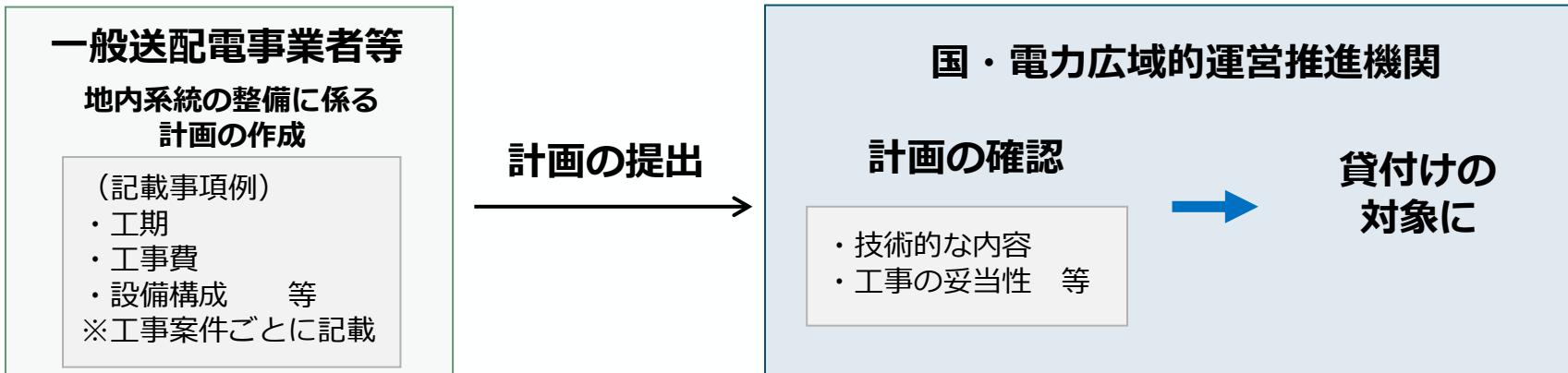
【課題】

- 再エネの更なる導入拡大や電力需要の増加が見込まれる一方、系統整備の工事には、用地取得、地元理解、工事力確保、機材調達等のために多額の費用と長期間を要する。このため、その都度の対応では、迅速に整備できず、需要家の投資意欲に応えられない懸念がある。

【対応の方向性】

- 一般送配電事業者等が計画を策定の上、国・電力広域的運営推進機関がその内容等を確認することで、先行的・計画的な整備を進める。
- 長工期かつ巨額の資金を要することも想定されることから、資金調達・費用回収を円滑化させるための措置を講じていくことが重要であり、地域間連系線の例を参考に、確認を受けた計画の整備については、電力広域的運営推進機関からの貸付けの対象に加える方向で必要な対応を進める。
- その便益が広く系統利用者に受益することなどを踏まえ、大規模かつ基幹的な系統を対象とし、具体的には、一定以上の容量・電圧に係る設備を計画の対象とすることを基本とする。
- 再エネを起因とする系統は2050年カーボンニュートラルを見据え整備を行う。他方、大規模需要を起因とする系統は、需要家の迅速な連系が求められるため、今後10年程度を見据え整備を行う。

【計画のイメージ】



3. 本WGにおける検討結果の詳細

(1) 安定供給確保を大前提とした、電源の脱炭素化の推進

【検討事項①】 安定供給に必要となる燃料の確保

【追加検討事項】 供給力確保に向けた方策

(2) 電源の効率的な活用に向けた系統整備・立地誘導と柔軟な需給運用の仕組構築

【検討事項②】 地内系統の計画的な整備を促す仕組み

【検討事項③】 大規模系統整備に係る資金調達の円滑化等

【検討事項④】 短期の最適な需給運用を可能とする市場整備

(3) 市場を通じた、安定的な価格での需要家への供給に向けた小売事業の環境整備

【検討事項⑤】 量的 (kWh) な供給能力の確保含む小売電気事業者の責任・役割の遵守を促す規律

【検討事項⑥】 中長期取引を促進する市場等

【検討事項⑦】 経過措置料金の解除に係る課題等の整理

(4) 共通する課題

【検討事項⑧】 電源・系統への投資に対するファイナンス

検討事項③ 大規模系統整備に係る資金調達の円滑化等

【課題】

- 再エネ導入拡大や電力の安定供給に向けて重要となる、大規模な地域間連系線や地内系統の先行的・計画的な整備を着実に進めるためには、資金調達・費用回収を円滑化させることが重要。

【対応の方向性】

- 検討事項⑧で御紹介する「政府の信用力を活用した融資制度」に加えて、大規模な系統整備に係る資金調達の円滑化等に向けた制度的対応として以下を進めていく。

➤ 運転開始前における貸付手法の拡充に向けた措置

(1) 値差収益の取扱いの柔軟化

(2) GX政策における系統整備への貸付け

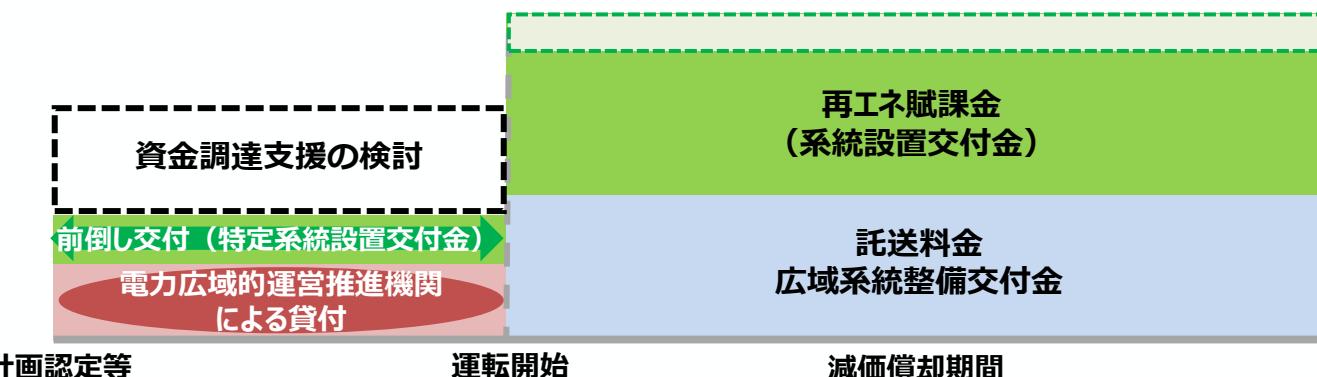
➤ 大規模な系統整備の円滑化に向けた資金回収に係る措置

(3) 託送料金の前倒し回収措置等

(4) 地域間連系線の工事費用の増額時等の回収の考え方を示すガイドライン・検証の在り方

(5) 事業報酬の算定における建設仮勘定の取扱い等

■現行の地域間連系線の整備に係る費用回収・資金調達の在り方



【対応の方向性（1）】値差収益の取扱いの柔軟化

【値差収益の交付と貸付けの取扱い】

- 値差収益の交付（広域系統整備交付金）は設備の運転開始後に行うこととなるが、貸付けは運転開始前に行うことが可能。北海道・本州間海底直流送電等の大規模な地域間連系線は、投資規模が巨額であることから、運転開始前に値差収益を貸し付けることで、資金調達が円滑化され、整備に着手しやすくなり、更なる市場分断の解消に資すると考えられる。
- 現状、値差の貸付けについては、交付業務に支障の無い範囲とされているが、上記の状況を踏まえて、活用できる値差収益の総額に配慮しつつ、状況に応じて貸付けと交付で使途を柔軟に判断することとし、とりわけ、大規模な地域間連系線の整備が進行している段階においては、値差収益の用途として交付より貸付けを優先することとする。
- また、民間融資も最大限活用する観点から、民間融資の返済を優先した上で値差の貸付けを返済することも認める方向で今後検討する。

【値差収益の使途の柔軟化】

- データセンター等による電力需要の急増や既存発電所の休廃止の進展等を受けて、中長期の供給力確保が喫緊の課題となる等、電気事業を取り巻く環境が変化している。需要の増加に対して、連系線の増強と供給力の確保の両面から取り組むことにより、中長期的に必要となる電力インフラを効率的に整備することが可能となり、ひいては電力市場の利用者に広く裨益する。国として限られたリソースを有効活用しながら電気事業の健全な発達を図る必要がある。
- このため、今後発生する値差収益については、電力広域的運営推進機関を通じた地域間連系線の整備に加えて、重要な地内系統の整備のための対策や、電力供給力の確保に資するよう大規模な発電所等の立地地域の理解醸成等のための対策にも柔軟に活用する方向で今後検討する。これらの対策の中には国が直接実施すべきものもあることから、値差収益について一旦国庫納付した上で、国から電力広域的運営推進機関に対して必要な金額を支出することとする。

【対応の方向性（2）】GX政策における系統整備への貸付け

- 「GX実現に向けた専門家ワーキンググループ」において、資金面の要因で必要な系統投資がなされることは避ける必要があり、再エネ等の脱炭素電源の導入拡大や、データセンター等の脱炭素電源利用拡大を通じたGXの実現にも寄与することに鑑み、真に必要な系統整備に対し、対象を絞り込んだ上で、GXの実現の観点からその系統整備の資金調達・資金回収を円滑化させる枠組みについて、検討を深めていくこととしていたところ。
- GXの実現に向けて系統整備は重要であり、資金面の要因で必要な系統投資がなされることは避ける必要。そのため、GX実現に必要な系統整備に対して、運転開始前に貸し付ける枠組みをGX政策の体制の中で新たに設けることとする。
- その際、貸付けの対象は、GXの実現に向けて特に重要なものとして、製造業の脱炭素化の観点では「GX戦略地域」の「コンビナート等再生型」、データセンター立地の観点では「GX戦略地域」の「データセンター集積型」の形成に必要な設備とする。
- 本貸付けも、値差の貸付けと同様に、民間融資を最大限活用する観点から、費用回収の開始後に、民間融資の返済を優先した上で本貸付けを返済することも認める方向で今後検討する。

【対応の方向性（3）】託送料金の前倒し回収措置①

- 現行のレベルニューキャップ制度では、託送料金による系統整備費用の回収は設備運転開始以降となるが、一定規模以上の系統整備の場合、工期が長く、費用回収の開始までに長期間を要する。こうした制度の下では、系統整備実施主体は建設期間中のキャッシュフローの悪化を懸念し、結果、必要な投資が停滞する可能性がある。
- こうした背景から、一定の基準を満たす系統整備について、通常は運転開始後に託送料金で回収する費用の一部について、運転開始前から回収する仕組みを御議論いただいた。
- 託送料金の前倒し回収を行う際には、国（経済産業大臣）が前倒し額を承認の上、その承認額を各一般送配電事業者に通知し、当該通知に基づいて回収額を事業実施主体に払い渡す形にする。

【会計整理】

- 前倒し回収を認める場合、設備運転開始後に收受できる託送料金収入に、建設期間中に收受したもののが含まれないようにする観点から、会計上、費用を明確に区分し、前倒し回収を行う費用の特定や回収された費用の扱いの明確化を図る必要がある。
- そのため、新たに特別法上の引当金として「特定系統整備準備引当金（仮）」を設け、その用途を系統の整備に要する費用に充てることに限定し、当該引当金に繰り入れる額について各一般送配電事業者が収入の見通しに算入し、系統設備の運用開始前に託送料金回収を行うことを認めることとする。

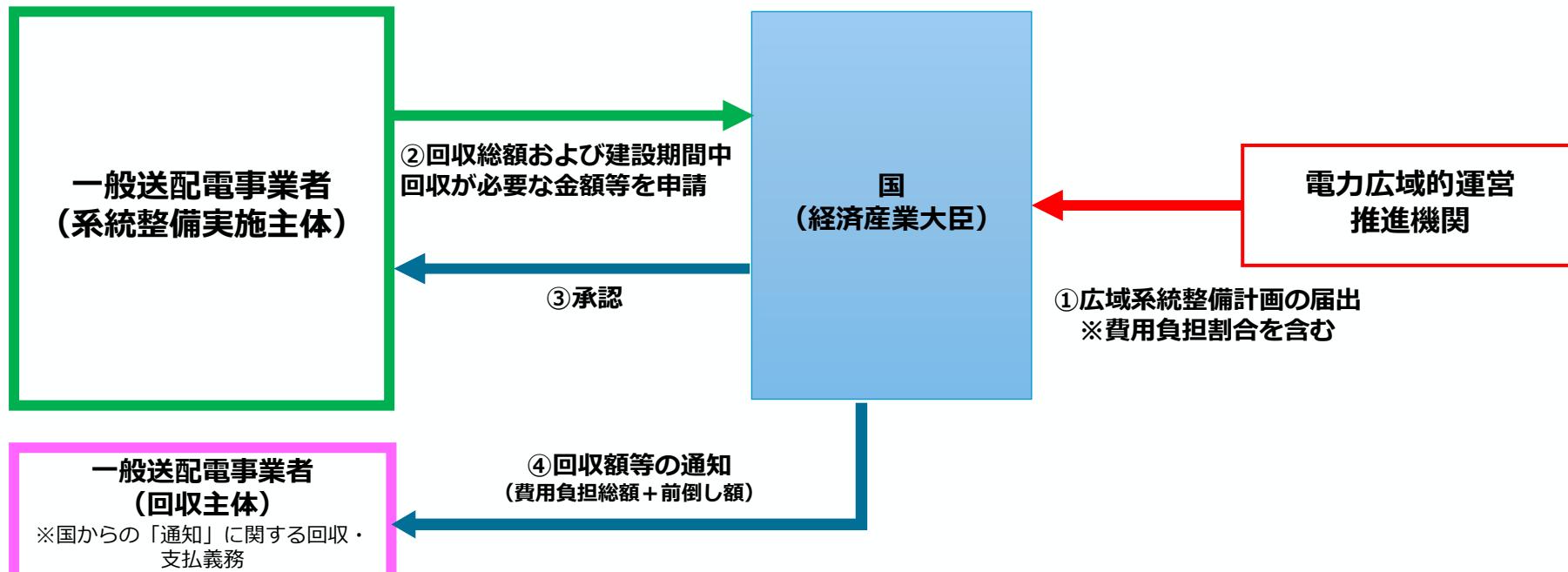
※当該引当は、特別法上（電事法27条の3）の引当金と整理。この他、会計処理等に必要な事項については、電気事業会計規則において所要の措置を講ずる。

実施主体：(2)一般送配電事業者 時期：①承認

第4回電力システム改革の検証を踏まえた制度設計ワーキンググループ（2025年8月8日）資料3 一部編集

【参考】託送料金の前倒し回収のイメージ ①承認スキーム

- 一般送配電事業者（系統整備実施主体）は、全国調整スキームに基づく託送料金の回収総額、前倒し回収必要額及び回収期間について、経済産業大臣に申請し承認を受ける。（自エリア負担分+他エリアからの回収分）
- 経済産業大臣は、一般送配電事業者からの申請に承認を行うと同時に、他の一般送配電事業者（回収主体）に対し、それぞれの費用負担総額と前倒し回収額の「通知」を行う。

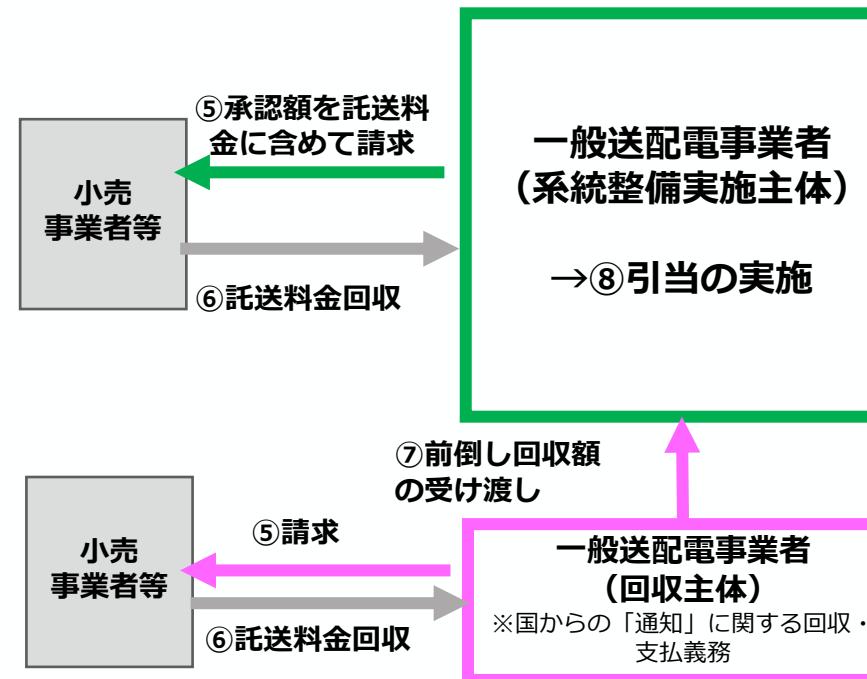


実施主体：(2)一般送配電事業者 時期：②建設期間中（前倒し）

第4回電力システム改革の検証を踏まえた制度設計ワーキンググループ（2025年8月8日）資料3 一部編集

【参考】託送料金の前倒し回収のイメージ ②前倒し回収

- 前倒し回収額について、一般送配電事業者（系統整備実施主体）は、経済産業大臣からの承認を受けた金額を前倒し回収。
- 他の一般送配電事業者（回収主体）は、それぞれの前倒し回収額を、一般送配電事業者（系統整備実施主体）に支払う。
- これらの額について、一般送配電事業者（系統整備実施主体）は引当を行う。



【対応の方向性（3）】託送料金の前倒し回収措置等②

【前倒し回収の対象】

- ①広域系統整備計画で定められた地域間連系線等については、値差の貸付け（認定整備等計画）の対象と同様に、こう長が100km以上又は送電容量が100万kW以上のものを対象とする。
- ②地内系統については、基幹的な系統を対象とする観点から、一定以上の電圧に係る設備を対象とする。

【前倒し回収の割合】

- ①広域系統整備計画で定められた地域間連系線等の整備については、世代間の公平性等の観点や運転開始までの期間が長期化すると資金調達が困難になると想定されることから、上限として以下とすることを基本としつつ、系統整備の費用負担や大規模系統整備の建設期間中の支出の実態等を踏まえ、個々の計画ごとに判断することとした。

前倒し回収の開始～運転開始までの期間

前倒し回収の割合（基本） =

前倒し回収の開始～工事費回収の完了までの期間

- その上で、系統整備が大規模になる場合やプロジェクトファイナンスによって資金調達を行う案件については、資金調達コストの上昇や資金調達そのものが困難になることも想定されることから、資金調達コストの低減等の観点も踏まえ、前倒しの比率を更に高くすることも考えられる。
- ②地内系統については、地内系統の先行的・計画的な整備に向けた枠組みの具体化と併せて、前倒し回収の割合についての検討を深めることとする。

【対応の方向性（3）】託送料金の前倒し回収措置等③

【全国調整スキームに基づく運転開始後の費用回収方法の見直し】

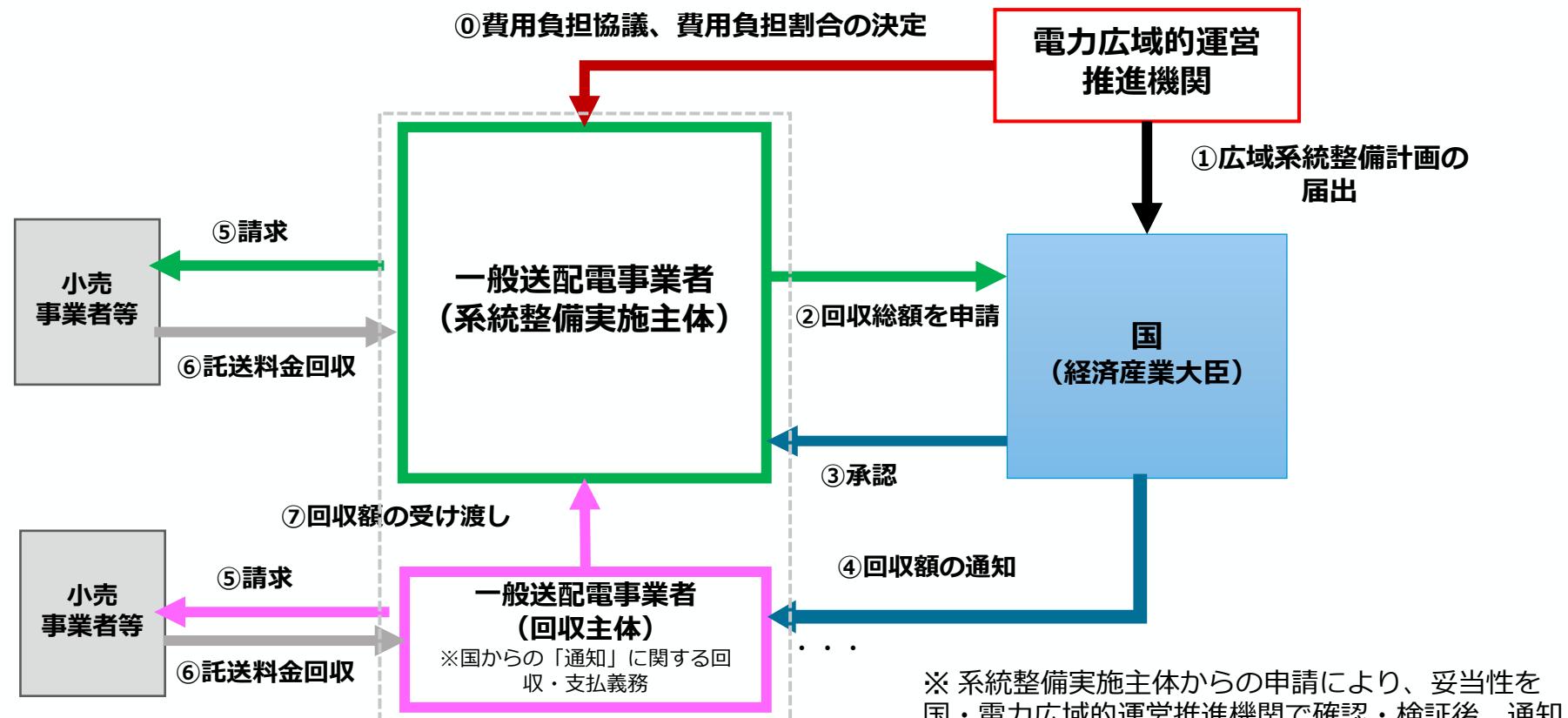
- 全国調整スキームに基づく地域間連系線の整備費用の回収についても、運転開始後の費用の回収も同様に、国（経済産業大臣）による回収額の通知を行うこととした。
- 全国調整スキームの対象系統のうち、今後運転開始予定のものにおいては、9社負担の託送料金で費用回収する部分について、国（経済産業大臣）からの通知によって費用を回収することとする。

【再エネ賦課金を原資とした特定系統設置交付金の対象範囲】

- 特定系統設置交付金は、現在、支払利息、債務保証料及び損害保険料を対象に、運転開始前から一般送配電事業者等が受け取ることが可能となっているが、再エネの導入拡大に必要な系統整備を推進する観点から、今回の託送料金の前倒し措置も参考に、対象となる費用の範囲を拡大することを検討する。
- 詳細については、再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会において議論を深めることとする。

【参考】一般送配電事業者による運転開始後の費用回収（全国調整スキーム）

- 運転開始後の回収額について、一般送配電事業者（系統整備実施主体）は、経済産業大臣からの承認を受けた額について回収。他の一般送配電事業者（回収主体）は、経済産業大臣からの「通知」に基づき、それぞれの負担額を回収し、一般送配電事業者（系統整備実施主体）に支払う。



【対応の方向性（4）】地域間連系線の工事費用の増額時等の回収の考え方を示すガイドライン・検証の在り方①

【ガイドラインの在り方】

- 整備を着実かつ円滑に進めるためには、工事費用の総額や費用が増額した際等の回収の確実性を一定程度担保することが重要となる。特に、北海道・本州間海底直流送電はプロジェクトファイナンスによる資金調達が想定されている中、一般的にプロジェクトファイナンスにおいては、当該事業から生み出されるキャッシュフローを元に返済の蓋然性が判断される。すなわち、事前に工事費総額の回収確実性を担保しつつ、プロジェクトに係る全てのリスクの対応策を定めることが基本となる。
- 工事費用の総額や費用増額時の回収確実性を高める観点から、電力広域的運営推進機関における議論を踏まえ、コスト検証を行うタイミング、検証の視点、増額に対する検証の考え方等について検討を深め、工事費に対する検証の考え方について、ガイドライン案を取りまとめた。運転維持費に対する検証の考え方についても、引き続き電力広域的運営推進機関と連携し、年内を目途に作成することとした。

【対応の方向性（4）】地域間連系線の工事費用の増額時等の回収の考え方を示すガイドライン・検証の在り方②

【工事費用の検証の在り方】

- 全国調整スキームの対象となる地域間連系線等における託送料金については、以下のプロセスで回収されることとなる。
 - ① 電力広域的運営推進機関が策定する広域系統整備計画に基づき系統整備実施主体が経済産業大臣に対し、承認の申請（総額等）を行う。
 - ② 経済産業大臣が系統整備実施主体に対し当該申請の承認を行うとともに、他の一般送配電事業者に回収額の通知を行い、系統整備実施主体が費用を回収する。
- 上記のスキームにおける一般送配電事業者等からの承認の申請内容は、広域系統整備計画の策定プロセスの中で、事前に電力広域的運営推進機関において、専門家等の関与の元で確認・検証等を受けたものとなる。その確認・検証は、ガイドラインに基づき実施することとする。
- その上で、回収額は、電力広域的運営推進機関による専門的な確認・検証を受け、かつ、経済産業大臣が承認して決定する整理となることから、これを踏まえた一般送配電事業者による託送料金の申請（経済産業大臣が承認した金額）に関し、電力・ガス取引監視等委員会は、託送料金審査時において、その結果（金額）を確認するスキームにすると整理した。
- 加えて、費用増額時等も同様に、電力広域的運営推進機関がガイドラインに基づき、その内容の確認・検証を行い、この結果（金額）を電力・ガス取引監視等委員会が確認することとする。
- また、系統設置交付金（再エネ賦課金が原資）等の交付額は、電力・ガス取引監視等委員会による査定を経た計画値に基づいて決定すると整理されていたが、電力広域的運営推進機関が工事費用の確認・検証を行うことと整理したことと一貫性を持たせるため、工事費用にかかる交付額等の決定に当たっても電力広域的運営推進機関における確認・検証を経た結果によって決定することとする。
- 電力広域的運営推進機関における確認・検証のタイミングと、交付金の実際の交付のタイミングが異なることもあり得るが、その際には増額部分等も含めて事後的に交付金額を調整する。

【対応の方向性（5）】事業報酬の算定における建設仮勘定の取扱い等

【事業報酬の算定における建設仮勘定の取扱い】

- 一般送配電事業者が收受可能な事業報酬は、【（レートベース）×（事業報酬率）】で算定することとなっている。レートベースは、能率的な経営のために必要かつ有効であると認められる事業資産の価値とされ、この中に含まれる建設仮勘定は設備自体が未完成であり、系統利用者が受益していないことを踏まえ50%を乗することとなっている。
- こうした中、足元、送配電設備の更なる投資が必要になっていることに伴い、一般送配電事業者等の資金調達が大きな課題となっていることから、資金調達の円滑化に向け、建設中の資産のレートベースへの算入について、第2規制期間からの適用を念頭に、現行の50%から100%に見直すこととした（※）。

【特定系統設置交付金の託送料金上の整理】

- 特定系統設置交付金（再エネ賦課金が原資）は、会計上、電気事業雑収益として控除収益※に整理されているが、交付金の收受により託送料金が減額することとなるため、建設期間中の事業実施主体の資金調達の円滑化にはつながらないと考えられる。

※レベニューキャップ制度における規制料金の原価は、「①支出（営業費）+②資金調達コスト（事業報酬）-③収入（控除収益）」の計算式で表される。料金原価上、控除収益が大きくなれば、全体の料金原価は小さくなる。

- 特定系統設置交付金は「運転開始前段階からの資金供給により、整備主体の資金調達の一部を支援し、系統整備を円滑に進める」ことを目的にしていることから、建設中の資金繰りの改善を目的に、特定系統設置交付金の交付時に控除収益とするのではなく、運転開始後に系統設置交付金と合わせて控除収益にすることとした（※）。

（※）電力・ガス取引監視等委員会の第67回料金制度専門会合においても同様に整理。

3. 本WGにおける検討結果の詳細

(1) 安定供給確保を大前提とした、電源の脱炭素化の推進

【検討事項①】 安定供給に必要となる燃料の確保

【追加検討事項】 供給力確保に向けた方策

(2) 電源の効率的な活用に向けた系統整備・立地誘導と柔軟な需給運用の仕組構築

【検討事項②】 地内系統の計画的な整備を促す仕組み

【検討事項③】 大規模系統整備に係る資金調達の円滑化等

【検討事項④】 短期の最適な需給運用を可能とする市場整備

(3) 市場を通じた、安定的な価格での需要家への供給に向けた小売事業の環境整備

【検討事項⑤】 量的 (kWh) な供給能力の確保含む小売電気事業者の責任・役割の遵守を促す規律

【検討事項⑥】 中長期取引を促進する市場等

【検討事項⑦】 経過措置料金の解除に係る課題等の整理

(4) 共通する課題

【検討事項⑧】 電源・系統への投資に対するファイナンス

検討事項④ 短期の最適な需給運用を可能とする市場整備

【課題】

- 現行の仕組みでは、小売電気事業者がスポット市場・時間前市場で電力(kWh)の調達を行い、一般送配電事業者は需給調整市場で調整力(ΔkW)の調達を行う。異なる方式や価格規律の中で市場が複数存在することは、電源の過剰な起動等の非効率な運転をもたらす懸念があるほか、メリットオーダーでの約定が成立しにくいとの指摘もある。また、電源が各市場に適切に配分されないことで、市場での売り切れに伴う価格高騰が生じた例も存在する。

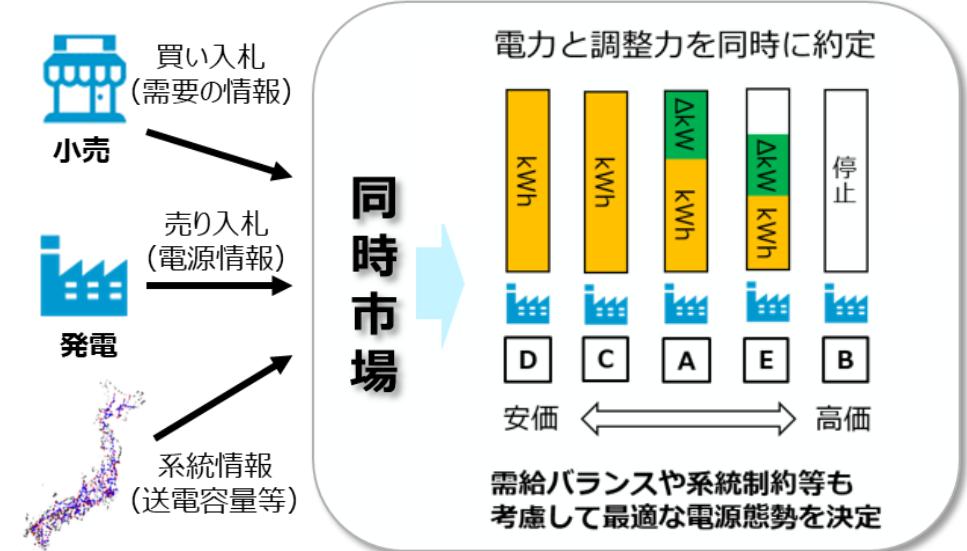
【対応の方向性】

- 今後、再生可能エネルギー電源の導入が一層進めば、調整力必要量や再エネ出力制御、系統混雑が増加し、需給運用が難化することが見込まれる。これらに対応するため、需給調整市場については、前日取引への全面移行等を実施するなどの運用改善や市場を安定的に運営するための措置を検討する。将来的には、系統制約も考慮しつつ、電力(kWh)と調整力(ΔkW)の最適配分、需給予測の変化や緊急事態にも対応できる柔軟な電源運用を可能とする仕組み（同時市場）の構築を検討していく。

● 電力システム改革の検証結果と今後の方向性

(4 (2) ⑤ 短期の需給運用の効率的な実施)

(略) こうした中、実需給の前日以降の断面で、発電事業者が登録した①起動費、②最低出力費用、③増分費用カーブの3つの情報に基づき、系統制約を考慮して、供給力と調整力を同時に約定させる仕組みである同時市場を導入するための検討を進めていくこととしている。この同時市場の導入により、これまでと同様に再生可能エネルギー電源の最大限の活用を前提としつつ、発電事業者による登録情報を元にした供給力と調整力全体の最経済（短期的なメリットオーダー）が実現されれば、電源の安定的・効率的な確保を可能とし、需給予測の変化や緊急事態への対応力を向上させることにつながると考えられる。



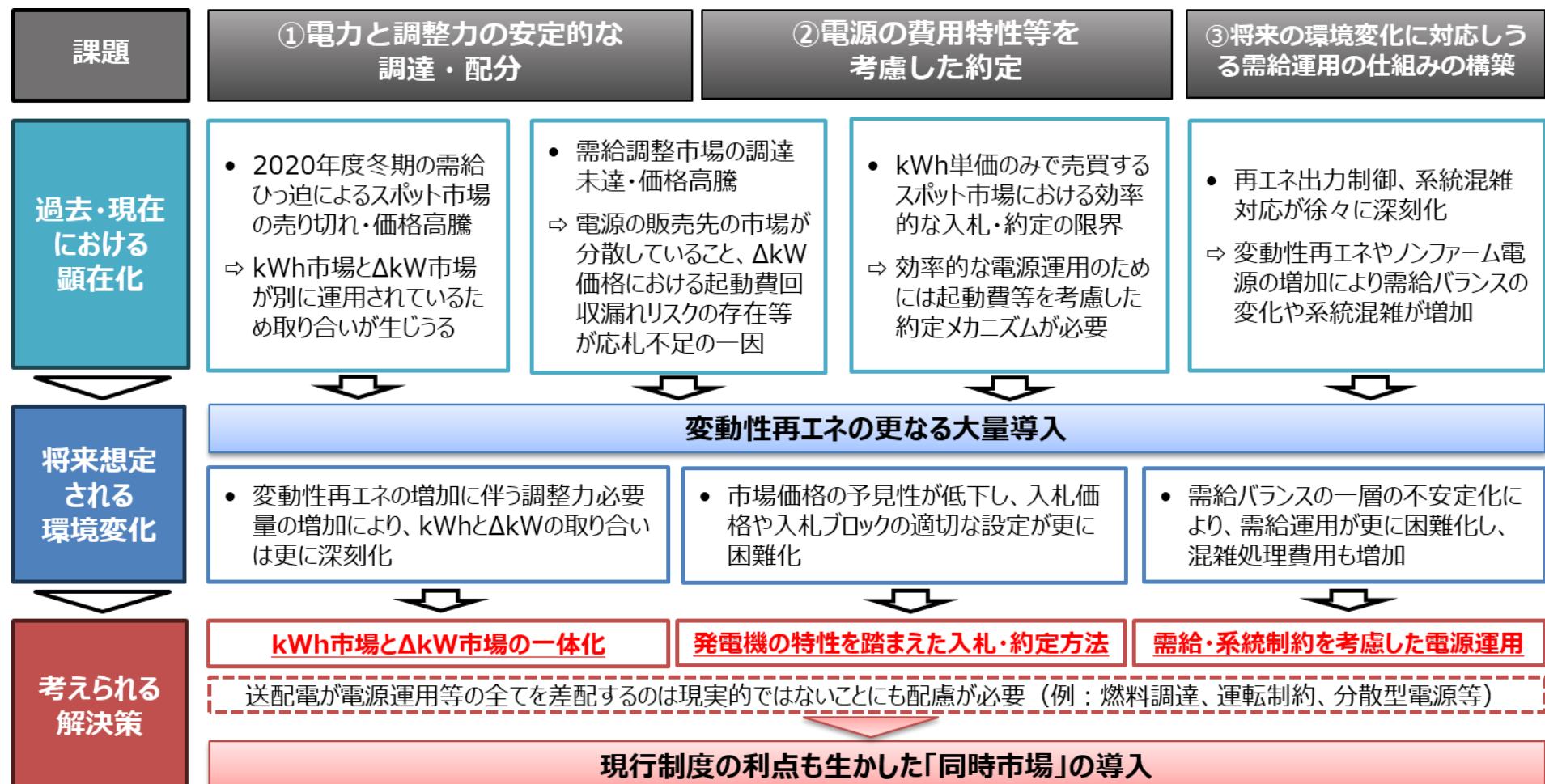
同時市場の検討の経緯

- 現在、電力の安定的・効率的な調達について、卸電力市場や需給調整市場における市場価格高騰、応札不足や、一般送配電事業者の系統運用業務における不確実性の拡大など、様々な課題が顕在化している。また、実需給直前まで出力予測が変化する変動性再生可能エネルギー電源を大量に導入すると、これらの課題は更に深刻化することが想定される。
- 同時市場は、以上の課題認識を踏まえ、**変動性再エネ電源の大量導入下においても、安定的・効率的な電源の調達・運用を可能とする市場制度**として、以下の検討会等において、その仕組みや費用便益分析、技術検証等が進められてきた。
 - 卸電力市場、需給調整市場及び需給運用の在り方勉強会（2021年12月28日～2022年6月20日）
 - あるべき卸電力市場、需給調整市場及び需給運用の実現に向けた実務検討作業部会（2022年7月29日～2023年4月25日）
 - 同時市場の在り方等に関する検討会（以下「検討会」。2023年8月3日～）
- こうした検討を踏まえ、2025年2月に閣議決定された「**第7次エネルギー基本計画**」及び電力・ガス基本政策小委員会の「**電力システム改革の検証結果と今後の方向性**」（2025年3月）では、**同時市場の導入に向け本格的に検討を行っていくこと**とされている。
- 2025年10月15日には、検討会において、「第二次中間取りまとめ」が公表され、現時点における検討中の同時市場の全体像が示された。

電力取引に関する構造的課題

第5回電力システム改革の検証を踏まえた制度設計
ワーキンググループ（2025年10月15日）資料6から一部修正して抜粋

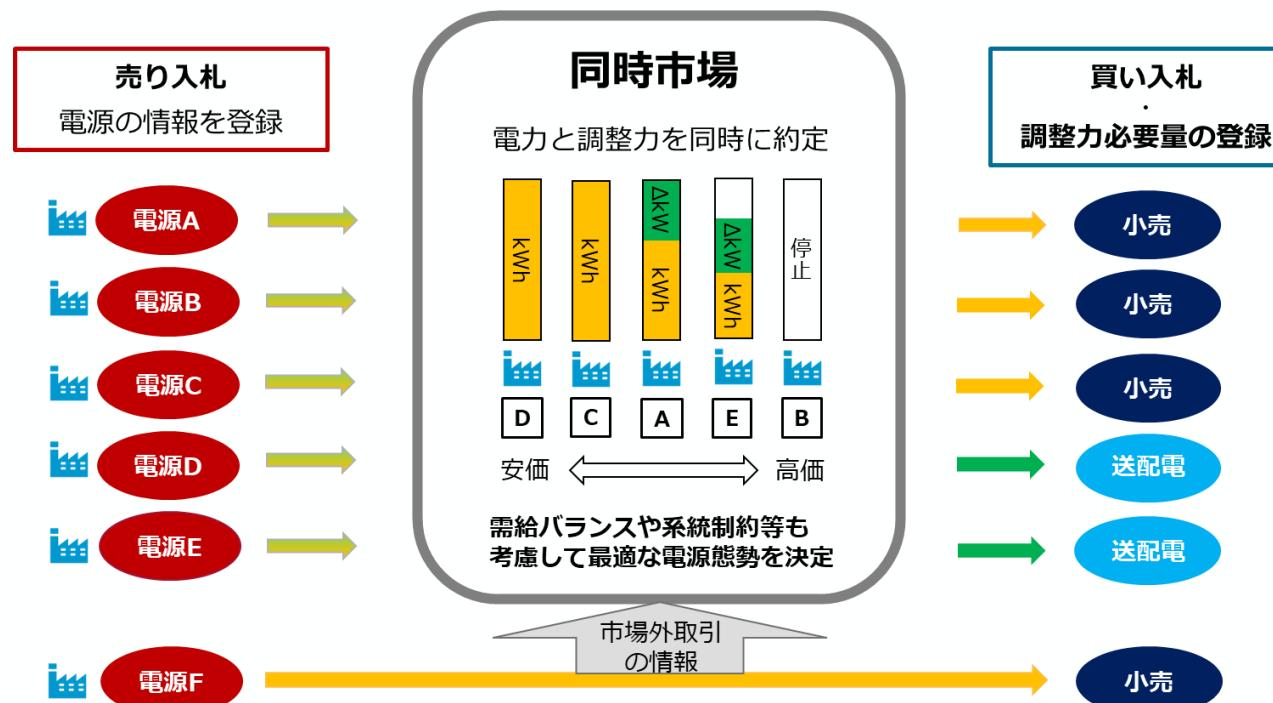
- 現在、電力取引に関して様々な課題が顕在化しており、今後、変動性再エネ電源が大量導入されると更なる深刻化が想定される。その対応策として、同時市場を導入することには大きな意義があると考えられる。



同時市場の概要

第5回電力システム改革の検証を踏まえた制度設計
ワーキンググループ（2025年10月15日）資料6から抜粋

- 同時市場は、電力と調整力を同時に取引し、約定させる仕組みの電力市場である。
- 同時市場では、電源の売り入札を、起動費、最低出力費用、増分費用の3つの価格情報と、出力容量（上下限）、起動時間、出力変化速度等の運転パラメータを登録する方法で行う。
- 同時市場は、約定処理において、電源の価格情報と運転制約に加え、系統の需給バランスや送電容量等を考慮し、発電コストを最小化するように、最適な電源ラインナップを算出する。



同時市場導入の意義

第5回電力システム改革の検証を踏まえた制度設計
ワーキンググループ（2025年10月15日）資料6から抜粋

① 電力と調整力の安定的かつ効率的な調達・配分

- 電力と調整力を同時に取引・約定させることにより、安定的かつ効率的な配分が可能
- 時間前でも同時市場を開催し、市場取引を通じて電力・調整力を随時確保することにより、変動性再エネの増加に伴う需給予測の大幅な変動に柔軟に対応

② 電源の費用特性等を考慮した約定

- 入札情報として、電源の費用特性（起動費、最低出力費用、増分費用）の登録を可能とし、起動費等を考慮した約定処理を行うことにより、発電コストの効率化が可能
- 個々の電源の起動時間や出力変化速度等の運転パラメータを考慮した約定が可能となるため、ブロック入札によらず、歯抜け約定等を防止することができ、電源の効率的な活用が可能

③ 将来の環境変化に対応しうる需給運用の仕組みの構築

- 市場の約定処理において、需給バランスや系統の送電容量を考慮した上で約定電源と発電量を決定する仕組みを導入することにより、変動性再エネ電源が更に大量に導入された状況においても、出力制御や系統混雑の発生を可能な限り未然に抑止し、混雑処理費用等の低減を図ることが可能

同時市場の主要な仕組み

第3回電力システム改革の検証を踏まえた制度
設計ワーキンググループ（2025年7月22日）
資料4から一部修正して抜粋

- 現在検討中の同時市場は、以下の仕組みを主要な要素としている。

項目	内容
① 同時約定	<ul style="list-style-type: none"> 電力 (kWh) と調整力 (ΔkW) を同時に取引し、約定させる。
② 入札義務・ 自己計画電源	<ul style="list-style-type: none"> 発電事業者は、原則として、電力市場と調整力市場の両方に発電余力全量の入札義務を負う。また、需給ひつ迫時等の対応のため、同時市場が電源情報を一元的に把握する仕組みを設ける。 電源の売り入札について、発電BGが自ら電源起動・出力量を確定させる入札方法（自己計画電源）も原則として自由に選択可能とする。
③ Three-Part Offer	<ul style="list-style-type: none"> 電源の売り入札を、①起動費、②最低出力費用、③増分費用カーブの3つの情報を登録する方法（Three-Part Offer）で行い、約定電源は、入札情報に基づき、発電費用を最小化するように最適化を行い決定する。
④ アップリフト	<ul style="list-style-type: none"> kWh価格は、約定電源の入札価格のうち最も高いものではなく、電源態勢全体で追加で1kWhを出力する場合の増分費用とし、起動費等の回収不足が生じる電源に対しては、個別の支払により不足分を補償する。
⑤ SCUC・SCED	<ul style="list-style-type: none"> 約定電源と出力量は、Three-Part 情報に基づき、系統制約、需給バランス制約等を考慮して決定する。
⑥ 時間前同時市場	<ul style="list-style-type: none"> 時間前同時市場を導入し、前日市場から実需給までの間にSCUCを繰り返して行い、発電・需要BGによる取引を可能とする。

同時市場の位置づけと役割分担（1/2）

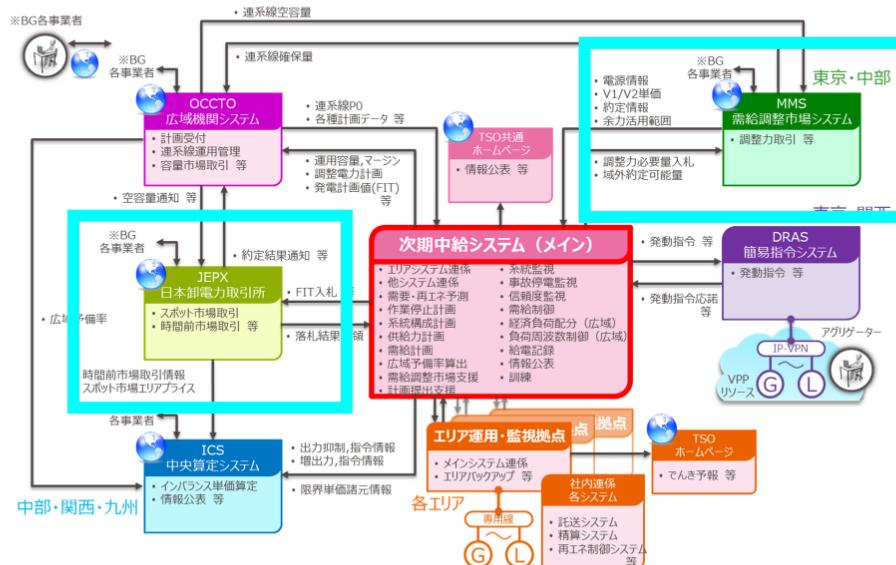
- 同時市場は、電力量（kWh）と調整力（ΔkW）を同時に取引し、約定させる市場であることから、**卸電力市場（スポット市場や時間前市場）を運営するJEPX、需給調整市場を運営するEPRXが担う機能を代替する市場**となる（下図水色部分の市場を統合するイメージ）。

3.次期中給システム開発の前提条件

検討状況 前提条件 SCUC ロジック 11

次期中給システム開発の前提となる関連システムとの関係

- 次期中給システムは、各社中給システムの更新後のシステムとして、現行の制度を前提とし、連係先システムとの関係性を維持するシステム構成※1とした上で、より効率的な広域需給運用※2を実現することを目指している。



※1：現在、各社中給（9社）は関連システム（N）と9社Nで個別に連係しているが、システム共用化により1対Nでの連係を実現。

※2：次期中給システムのEDC機能により全国メリットオーダーを実現することから広域需給調整システム（KJC）は廃止。

- 具体的には、BG、次期中給システム、電力広域的運営推進機関等との間で、主に以下の役割を担うことが想定される。
 - 入札情報の受付・管理
 - 系統情報や調整力必要量等の情報の受領
 - 電力と調整力の取引・約定
 - 電源情報、約定結果等をBGや次期中給システムに通知・連携

同時市場の位置づけと役割分担（2/2）

- 同時市場は、小売入札需要とTSO想定需要を用い、需給バランスや系統制約も考慮した電源態勢を算出する点では、これまでの市場と性質が異なる。
- 他方、同時市場は、あくまでも電源の効率的な調達や柔軟な運用を可能とする市場であり、発電、小売、送配電の各事業者が、安定供給のために果たすべき以下の役割や責任の基本的な考え方を変更するものではなく、同時市場の導入後も、引き続き役割・責任を果たすことが求められる。

【各事業者が果たすべき役割・責任の基本的な考え方】

発電事業者	<ul style="list-style-type: none"> 小売電気事業者等との相対契約、市場取引に基づき、発電計画を策定し、その計画どおりに発電することが求められる。 同時市場の導入後は、市場への電源の供出義務（発電余力全量の入札義務）を負う。
小売電気事業者	<ul style="list-style-type: none"> 発電事業者との相対契約や市場取引によって、自社の顧客需要に応じた電力量を調達した上で、需要計画を策定し、計画どおりに顧客需要を管理することが求められる。
送配電事業者	<ul style="list-style-type: none"> 同時市場で約定した電源態勢を前提に、必要に応じて電源の追加起動や差し替えも行いつつ、引き続き、各エリアの周波数維持等に責任を持つ。 なお、現在、一般送配電事業者が行う需給調整業務等を高度化・効率化するものとして、次期中央給電指令所システムの構築が進められている。

同時市場導入に向けた今後の進め方

- ・ 同時市場の導入については、検討会の第二次中間取りまとめを踏まえ、実務的な観点を踏まえた市場の詳細設計（第1フェーズ）と、同時市場の機能を担うシステム開発のための要求定義（第2フェーズ）をまず実施することとし、その中で、導入可能性があると判断された場合には、同時市場の導入を最終決定することとしている。
- ・ 同時市場は、入札電源の価格情報（起動費、増分燃料費等）や運転制約に基づき、需給バランスや系統の送電容量等も考慮した上で、各電源の起動停止計画・出力配分を行い、約定処理を行う。このため、同時市場の導入のためには、入札受付、約定処理、価格算定、精算といった一般的な市場機能に加え、高度な計算処理機能を有するシステムを開発する必要がある。
- ・ こうした同時市場に求められる役割・機能を踏まえ、①市場制度の詳細設計、②同時市場システムの開発、③運営主体の決定、市場開設準備の3点を中心に、同時市場を導入するためには必要な検討及び作業を進めていく。

同時市場の導入に向けたロードマップ^o

第5回電力システム改革の検証を踏まえた制度
設計ワーキンググループ（2025年10月15日）
資料6から抜粋

- 導入準備は、中心となるシステム開発の各段階をマイルストーンとしつつ、各作業を実施していくイメージか。第1・第2フェーズは、引き続き工エネ・広域機関を事務局として検討を行うが、第2フェーズにおいては、想定される市場運営主体・システム開発主体の参画を得ながら検討を行う体制を構築する。
- 第1・第2フェーズの検討については、専門的かつ企業秘密にかかる検討が必要となることも考えられるため、システム開発の有識者や事業者で構成される非公開の会議体において詳細検討を行い、その結果を踏まえた重要論点の議論や進捗状況の報告を公開の検討会で行う形も考えられる。

第1フェーズ	第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
<p>業務設計</p> <ul style="list-style-type: none"> 海外システムの調査研究、各事業者の業務実態の調査・把握、次期中給等との関係整理を行い、詳細業務設計を実施 	<p>要求定義</p> <ul style="list-style-type: none"> システム開発に向けた要求定義を実施 本フェーズの検討結果を踏まえ、同時市場の導入可能性を最終判断 	<p>システム開発</p> <ul style="list-style-type: none"> 要求定義を前提として、システム開発主体の調達により、約定システム・その他市場システムの開発を実施 市場参加者のシステム開発のため、基本設計完了時等可能な限り早期に技術仕様等を公表 	<p>事業者連携・最終準備</p> <ul style="list-style-type: none"> 市場参加者の登録、リハーサル、セキュリティテストを実施 必要に応じ、関連法令・規程類を改定 	<p>導入</p> <ul style="list-style-type: none"> 導入当初は重点的なモニタリング等の実施が必要か
<p>想定される運営主体の参画</p> <ul style="list-style-type: none"> 第2フェーズの検討は、想定される運営主体・システム開発主体の参画を得ながら行う 				

3. 本WGにおける検討結果の詳細

(1) 安定供給確保を大前提とした、電源の脱炭素化の推進

【検討事項①】 安定供給に必要となる燃料の確保

【追加検討事項】 供給力確保に向けた方策

(2) 電源の効率的な活用に向けた系統整備・立地誘導と柔軟な需給運用の仕組構築

【検討事項②】 地内系統の計画的な整備を促す仕組み

【検討事項③】 大規模系統整備に係る資金調達の円滑化等

【検討事項④】 短期の最適な需給運用を可能とする市場整備

(3) 市場を通じた、安定的な価格での需要家への供給に向けた小売事業の環境整備

【検討事項⑤】 量的 (kWh) な供給能力の確保含む小売電気事業者の責任・役割の遵守を促す規律

【検討事項⑥】 中長期取引を促進する市場等

【検討事項⑦】 経過措置料金の解除に係る課題等の整理

(4) 共通する課題

【検討事項⑧】 電源・系統への投資に対するファイナンス

検討事項⑤ 小売電気事業者の責任・役割と規律の在り方

【課題】

- 全面自由化以降、小売電気事業者は 大きく増加し、様々なメニューが提供され、DR の活用拡大も進むなど、サービス提供者として需要家のニーズに応えてきた。一方で、近年、厳しい事業環境の下では、小売電気事業者の退出や料金の高騰が生じるなど、一定の課題も顕在化。

【対応の方向性】

- こうした経緯も踏まえ、市場環境整備と併せて、安定的な事業環境の実現に向けた小売電気事業者の責任・役割とこれを実現するための規律の在り方について検討を行う。

<具体的な検討項目のイメージ>

検討項目例①：小売電気事業者による量的 (kWh) な供給能力の確保

- 料金の急激な変動が企業の経済活動や国民生活に影響を与え、料金の大幅な変動は社会的に許容し難い状況にあることが明らかになったことも踏まえ、安定供給の確保や電気料金の変動幅の抑制の観点から、量的な供給能力 (kWh) の確保の在り方について検討する。

検討項目例②：小売電気事業者による安定的な事業実施の確保

- 市場環境が厳しい局面において、小売電気事業者の退出等が相次ぎ、需要家に一定の負担や混乱が生じたことや、供給実績が確認できない小売電気事業者が一部が犯罪に利用されたことが疑われる事例も生じている。こうしたことを踏まえ、需要家保護を適切に図る観点から、小売電気事業者に遵守を求める規律の在り方や規律に違反した場合の措置の在り方について検討する。
- 一方で、小売電気事業者等の創意工夫を阻害することのないよう、例えば、蓄電池等のいわば「間接需要」に対する供給に係る電気事業法の位置付け等の整理の必要性についても検討する。

3. 本WGにおける検討結果の詳細

(1) 安定供給確保を大前提とした、電源の脱炭素化の推進

【検討事項①】 安定供給に必要となる燃料の確保

【追加検討事項】 供給力確保に向けた方策

(2) 電源の効率的な活用に向けた系統整備・立地誘導と柔軟な需給運用の仕組構築

【検討事項②】 地内系統の計画的な整備を促す仕組み

【検討事項③】 大規模系統整備に係る資金調達の円滑化等

【検討事項④】 短期の最適な需給運用を可能とする市場整備

(3) 市場を通じた、安定的な価格での需要家への供給に向けた小売事業の環境整備

【検討事項⑤】 量的 (kWh) な供給能力の確保含む小売電気事業者の責任・役割の遵守を促す規律

 (a) 小売電気事業者の量的な供給力確保の在り方

【検討事項⑥】 中長期取引を促進する市場等

【検討事項⑦】 経過措置料金の解除に係る課題等の整理

(4) 共通する課題

【検討事項⑧】 電源・系統への投資に対するファイナンス

これまでの主な議論①

- 電力の安定供給や需要家保護、料金水準の過度な変動抑制等の電力システムが抱える複数の課題に対処するため、小売電気事業者が果たすべき新たな供給能力確保義務として、量的な供給力 (kWh) の確保を求めることを前提に、確保を求める期間や量、その評価方法や遵守を促す仕組みについて検討を行った。
 - 事務局案として、制度の趣旨や公正性の観点から、全ての小売事業者に対して一律に量的な供給力の確保を求めることが適当であり、また、量的な供給力を求める時期については、容量市場が実需給年度（N年度）の4年前に取引を行っていることを一つのメルクマールとし、実需給年度の3年前（N-3年度）から供給力 (kWh) の確保を求めることを提案。
 - 具体的には、以下の案を軸に検討を進めてきた。
- ① 小売電気事業者に確保を求める量的な供給力 (kWh) は、スポット市場で取引されている量が、総需要量の3割を上回る程度であること等を勘案し、実需給の3年度前（N-3年度）に実需給年度の各小売電気事業者の想定需要（各小売電気事業者が実需給年度に小売供給を行うことが想定される量）の5割、実需給の1年度前（N-1年度）に実需給年度の各小売事業者の想定需要の7割に相当する量とする。
- ② 小規模な事業者に対しては一定の配慮が必要という旨の御指摘があった事を踏まえ、過去の一定期間の販売電力量の平均が5億kWhを下回る事業者については、本措置の運用開始から一定の期間については、量的な供給力の確保を求める量の水準を軽減する措置を講ずる。

＜事務局の提案＞

	3年度前（N-3年度）	1年度前（N-1年度）
比較的規模の小さい事業者	想定需要の <u>2.5割</u>	想定需要の <u>5割</u>
その他の事業者	想定需要の <u>5割</u>	想定需要の <u>7割</u>

これまでの主な議論②

- 意見募集においては、以下のようなご意見が複数寄せられた。
 - ① 施策の目的を明確化し、その目的を踏まえた達成手段の妥当性について丁寧な説明が必要
 - ② 市場連動メニューなど小売電気事業者による多様な工夫の余地を制限しないようにすべき
 - ③ 小売需要には1年の契約などもあり、3年後の需要を見通すことは不確実性が大きい
 - ④ 過剰なペナルティの回避、段階的な義務の導入（スマールスタート）、電力先物など、実態を踏まえた柔軟な執行とすべき
- こういったご意見を踏まえ、本制度の議論の背景及びその目的についてあらためて議論を行い、事務局から、施策の目的は、2022年のような社会的混乱の再発を回避するために「需要家に対する安定・継続した電力（kWh）の供給ができる事業環境の実現」と整理した。
- その上で、小売事業者における量的な供給力確保を進めることは、①再び市場価格の高騰が発生した場合でも、需要家が支払う電気料金の過度な高騰や、小売事業者自身の経営の不安定化を一定程度回避することができ、②発電事業者にとっては小売事業者との契約に基づき、予見性を持って、あらかじめ電源の整備と燃料の確保が促される効果が期待され、電力システム全体にとってメリットを有するとの、事務局案の意義について議論を行った。
- また、事務局案への対案として、「容量市場を改変し、燃料調達に必要な費用を確保する制度の創設」という提案をいただいたことを踏まえ、事務局案と比較した上で、その妥当性の検討を行うとともに、事務局が提案している量的な供給力確保義務を求める時期（3年前）の必要性についての検討を行った。
- さらに、意見募集で多く寄せられた「電力先物を義務確保の手法として認めるか」、「市場連動メニューをはじめとする多様なメニューとの関係」について、本施策においてどのように取り扱うかについての検討を行った。

これまでの議論の進捗と今後の進め方

- 政策目的を小売事業者が需要家に対して安定・継続してkWhを供給できる事業環境の実現が必要とするこ
とについては、概ね異論がなかった。
- その上で、電力価格の高騰やそれに伴う小売事業者の撤退等が社会に与える影響の大きさを踏まえると、
国民生活や経済活動の基盤として特別な公共性を持つ電力という商品を扱う小売事業者は、一定の社会的
責任や役割を果たすべきであり、事務局提案の方向性に同意する意見があった。
- 一方で、この政策目的を達成するために、事務局提案が手段として妥当なのか、他案とのさらなる比較検
討を行った上で、妥当性の検証が必要であるとの意見もあった。
- 電力先物の取扱いについては、電力先物を現物取引と組み合わせることで、価格を安定させた上で電力供給が
可能になるという面もあることから、義務の履行にあたって事業者の創意工夫の手段となりうる一方で、売り手が必
ずしも発電事業者とは限らない点や、実需を伴わない取引が生じる点など、電力先物の特性と本制度の趣
旨を鑑みた慎重な検討が必要といった意見があった。
- これまでの様々な意見を踏まえ、本項目については継続して議論を続けることとし、電力システム改革の
検証で得られた目指すべき方向性（安定供給の確保、需要家に安定的な価格水準で電気を供給できる環境
の実現）及びWGで整理した政策目的に照らして、事務局案と比較して他に適切な手段がありうるか、引
き続き検討を深めることとしたい。
- その上で、実務的な論点についても引き続き必要な検討を進めていく。

検討に当たっての留意事項

- 電力システムの改革に係る総括的な議論をまとめた電力システム改革専門委員会報告書においては、
 - ①新電力等の新規参入者が小売市場における競争に参加しやすくするためには、自社電源のほか、必要な供給力を卸電力市場から確保できる環境整備も必要であり、この点からも卸電力市場活性化は重要
 - ②小売事業者は自らの顧客のために必要な供給力を調達し、発電事業者は他社との契約や自社の小売部門の要請に基づいて燃料の確保と確実な発電を行う
 といった基本的な考え方が整理され、これを踏まえた制度整備が行われてきた。
- エネルギー基本計画等においては、こうした経緯を踏まえた上で、
 - ①市場環境の厳しい局面では、小売電気事業者の退出等が相次ぎ、需要家が意図しない契約解除、特別高圧・高圧分野の最終保障供給への移行等が生じ、需要家に一定の負担や混乱が生じたこと、
 - ②国際燃料価格の急騰等に伴う電気料金の急激な変動が国民経済に影響を与え、料金の大幅な変動は社会的に許容し難い状況にあることが明らかになったこと、
 - ③現在のスポット市場の下では、価格の変動幅が大きく、卸収入の予見可能性が低いことから、新規電源投資の意思決定が困難となっていること、
 - ④小売電気事業者との間で長期相対契約が締結されない場合には、燃料を長期的に確保するインセンティブが低下し、安定的な燃料調達に悪影響を及ぼす懸念も生じていること、
 といった環境変化や課題が指摘されている。エネルギー基本計画等の検討に当たっては、こうした環境変化や課題を考慮し、電力の安定供給や需要家保護、料金水準の過度な変動抑制等の複数の観点を勘案した小売電気事業者に対する規律の在り方や市場整備の考え方に関する検討がなされた。
- 他方で、電力システムは非常に複雑であり、個々の制度や市場が互いに影響し・補完し合うことでより高い効果をもたらすこともある一方、合成の誤謬が生じ効果が減殺されることも起こりうる。このため、各制度の検討に当たっては、前頁に示した電力システムが目指すべき方向性の実現に向けたバランスを考慮するとともに、必要に応じて制度間の影響を調整するよう留意する必要があるのではないか。

量的な供給力の確保を求める時期及び量について①

- 小売電気事業者に対して量的な供給力の確保を求めるに当たっては、より長期にわたって、より多くの量の確保を求めた方が期待される効果は大きくなると考えられる。しかしながら、小売電気事業者が料金水準や料金メニューを自由に設定し、これを需要家が選択することができる環境を維持することや、小売電気事業者に過大な負担が生じることを回避することも考慮した制度設計とすることが必要ではないか。
- この点、量的な供給力の確保を求める時期については、今回の措置の趣旨等に照らせば、より実需給よりも前の時点で確保することが望ましいと考えられるが、実需給からの期間を空けるほど小売電気事業者が確保すべき供給力の見積もりが難しくなるといった課題も想定される。
- こうした状況を勘案し、容量市場が実需給年度（N年度）の4年前に取引を行っていることを一つのメルクマールとし、実需給年度の3年前（N-3年度）から供給力（kWh）の確保を求めることとしてはどうか。
- また、参考となる事例として、電力・ガス基本政策小委員会で紹介された仏国の中例では、実需給年度に想定される需要の9割以上に対して量的なヘッジを行う義務を求めることが検討されている。仮に、これと程度の量の確保を求めた場合、小売電気事業者の供給力の調達手段やポートフォリオを相当程度制限することとなることが想定される。

○仏国における検討状況 ※第83回電力・ガス基本政策小委員会 資料4より抜粋

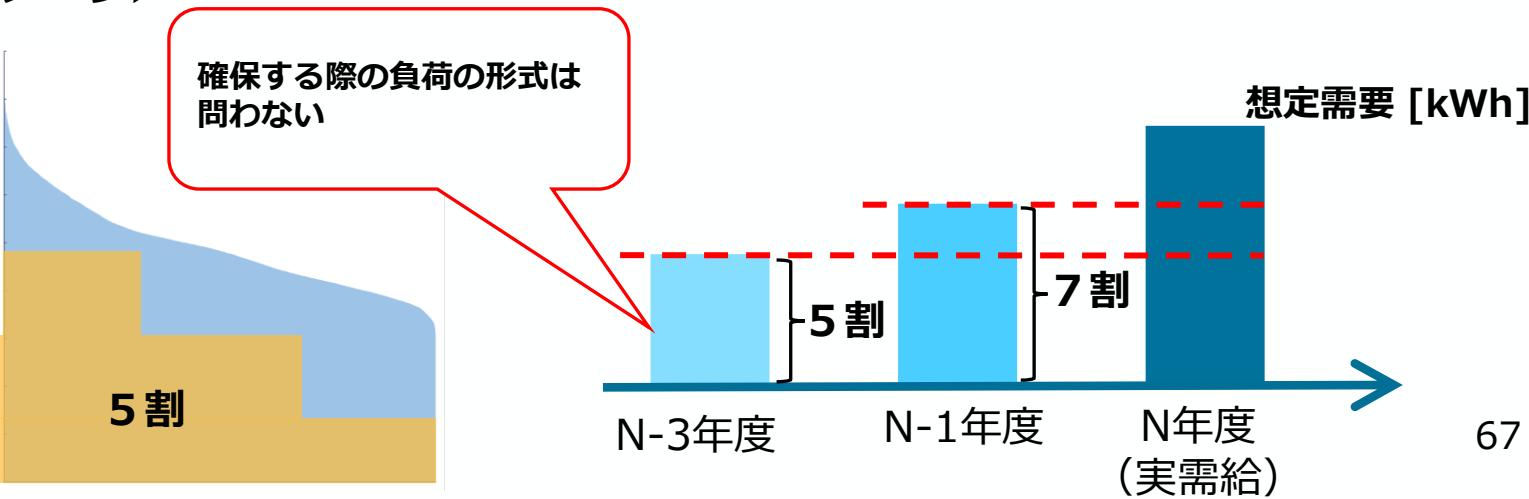
- 仏国においては、小売電気事業者が顧客の予測電力消費量の97%以上に対して量的なヘッジを行っているか確認。
＜義務の履行要件＞
 - 個々の小売電気事業者が、契約上のコミットメントを行った全ての顧客の予測電力量に対して量のヘッジを行う。
 - 予測誤差のマージンとして△3%を許容し、予測電力消費量の97%に対する量のヘッジを最低基準としている。
 - 予測電力消費量は、消費者区分（大口需要家、一般需要家等）に応じた検討要素を加味して、個別に算定する。

量的な供給力の確保を求める時期及び量について②

- こうしたことも踏まえ、小売電気事業者に確保を求める量的な供給力は、
 - ①スポット市場で取引されている量が、総需要量の3割を上回る程度であること、
 - ②2016年度～2023年度の各エリアの最低負荷需要が各エリアの総需要に占める割合（※）の平均値が6割程度であり、いずれのエリアでも5割を割り込んだ実績がないこと

※（各エリアの年度の最低負荷（kW）×8760時間）／各エリアの当該年度の総需要も勘案し、実需給の3年度前（N-3年度）に実需給年度の各小売電気事業者の想定需要（各小売電気事業者が実需給年度に小売供給を行うことが想定される量）の5割、実需給の1年度前（N-1年度）に実需給年度の各小売事業者の想定需要の7割に相当する量の供給力（kWh）を確保することを求めることを軸に検討を進めることとしてはどうか。
- ただし、小売電気事業者の供給力の調達手段やポートフォリオの自由度を確保するため、確保する供給力の負荷の形式（ベース・ミドル・ピークなど）は問わないことを基本としてはどうか。
- なお、法律上の供給力確保義務として量的な供給力の確保を求める観点からは、全ての小売電気事業者に同様の義務の履行を求めることが適当である。他方で、小規模な小売電気事業者等にとっては、量的な供給力の確保に係る過度に負担感が大きくなる懸念もあることから、事業者の規模等に応じて、確保を求める内容について何らかの差異を設けることも考え得るが、どのように考えるべきか。

＜量的な供給力の確保のイメージ＞



小規模な小売電気事業者等に求める量的な供給力の確保について①

第4回電力システム改革の検証を踏まえた制度設計
ワーキンググループ（2025年8月8日）資料4より抜粋

- 電気事業法においては、全ての小売電気事業者に対して同様に供給能力確保義務を課しており、量的な供給力の確保についても全ての小売電気事業者の義務として取り組みを求めることが適当ではないか。
- 他方で、第2回本WGにおいて、小規模な事業者に対しては一定の配慮が必要ではないかという旨の御指摘があったことも踏まえ、少なくとも本措置の運用開始から一定の期間（例えば5年間）については、量的な供給力の確保を求める量の水準を軽減する措置を講ずることとしてはどうか。
- 具体的には、供給量が比較的小規模な事業者については、実需給の1年度前（N-1年度）に実需給年度の各小売事業者の想定需要の5割、実需給の3年度前（N-3年度）に実需給年度の各小売事業者の想定需要の2.5割の量を確保することとしてはどうか。

	3年度前（N-3年度）	1年度前（N-1年度）
比較的規模の小さい事業者	想定需要の <u>2.5割</u>	想定需要の <u>5割</u>
その他の事業者	想定需要の <u>5割</u>	想定需要の <u>7割</u>

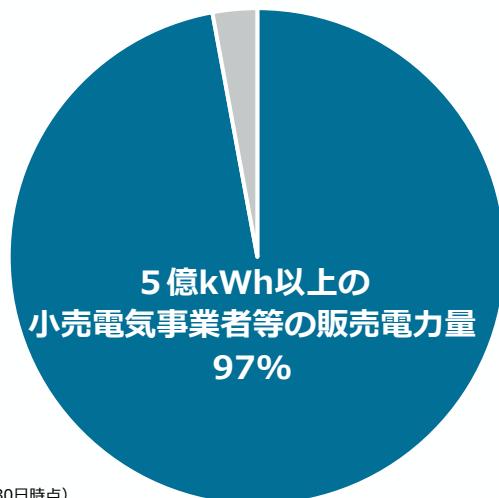
小規模な小売電気事業者等に求める量的な供給力の確保について②

- また、供給量が比較的小規模とする水準については、エネルギー供給構造高度化法における基準も参考に、過去の一定期間（例えば3年）販売電力量の平均が5億kWhを下回る事業者とすることとしてはどうか。

※なお、2023年度において販売電力量が5億kWhを下回る事業者の販売電力量の合計は、日本全体の総需要の3%程度。

- ただし、供給量に基づいて確保を求める量の水準に差異を求める場合、会社分割等により義務の潜脱を図る事業者が現れることも懸念されることから、例えば、グループ会社は販売電力量を通算する等の公平性の確保策を今後検討していくこととしてはどうか。

小売電気事業者の総販売電力量に対する5億kWh以上の小売電気事業者等の販売電力量の割合 (2023年度)



小売電気事業者に対して量的な供給力の確保を求める目的①

- 2022年に発生したロシアのウクライナ侵略に伴うエネルギー危機では、スポット市場価格の高騰に伴い、小売電気事業者の退出等が相次ぎ、需要家に、意図しない契約解除や最終保障供給への移行（特別高圧・高圧分野）を強いるなど、負担や混乱が生じた。小売電気事業者の退出に伴う託送料金等の不払いも発生した。
- また、国際燃料価格の急騰等に伴う電気料金の急激な変動は国民経済に影響を与え、社会的に許容し難いことが明らかになった。
- 他方、小売電気事業者がスポット市場において電気を調達する割合は、2022年頃も現在も総需要の3～4割程度の水準にある。スポット市場の取引量の拡大は電力システム改革の成果の1つであるが、スポット市場は燃料費の変動や電力需給の影響を受けやすい構造にあり、大きなリスク（地政学リスクや災害リスク）の発現に伴い、2022年のような社会的混乱が生じる可能性は否定できない。
- 2022年のような社会的混乱の再発を回避するためには、小売電気事業者が需要家に安定的な価格水準で電力供給を継続できるようにする必要があり、本年2月に策定された第7次エネルギー基本計画でも、こうした問題意識を示した上で、「小売電気事業者に安定的な事業実施を求めるための規律や、（中略）供給力をスポット市場等において短期的に調達することのリスクや燃料確保・電源投資への影響も踏まえた小売電気事業者の量的な供給力確保の在り方とその遵守を促す仕組みを検討」とされている。

小売電気事業者に対して量的な供給力の確保を求める目的②

- こうした背景から、①需要家に対する安定・継続した電力 (kWh) の供給、②電力料金の急激な変動の抑制を目的として、小売電気事業者に対し、スポット市場以外での電力調達の割合を一定程度求める措置を提案している。また、小売電気事業者にこうした措置を導入することで、発電事業者にとつては小売事業者との契約に基づき、予見性を持って、あらかじめ電源の整備と燃料の確保を行いやすくなる効果も期待している。
- なお、小売電気事業者には供給力確保義務が課されており、現在は、容量拠出金を支払う（kWを確保する）ことで義務履行としているが、2022年の混乱を踏まえれば、需要家に対して安定・継続して電力を供給するためには、これに加えて、スポット市場に過度に依存しない形でkWhを一定程度確保することが必要と考え、供給力確保義務の一部として、現在の制度で足りない部分を補完する施策であると考えている。

事務局案以外の選択肢

- 事務局案は、安定・継続した電力 (kWh) の供給のため、小売事業者に対し、スポット市場以外からの電力調達を一定割合求めてることとしている。
- この措置により、①再び市場価格の高騰が発生した場合でも、需要家が支払う電気料金の過度な高騰や、小売事業者自身の経営の不安定化を一定程度回避することができ、②発電事業者にとっては小売事業者との契約に基づき、予見性を持って、あらかじめ電源の整備と燃料の確保が促される効果が期待される。市場変動や需給の安定化の寄与にもつながり、小売事業者、発電事業者、需要家を含めた電力システム全体にとってメリットを有すると考えている。
- 意見募集では、事務局案への対案として、「容量市場を改変し、燃料調達に必要な費用を確保する制度の創設」についてご提案をいただいた。この提案は、電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」という）が燃料調達に必要な費用を小売事業者から徴収し発電事業者に支払うことで、発電事業者は確実性・予見性を持つことができ、安定したkWhの供給につながる、との考えに基づく提案と推察される。この提案を前提にすると、燃料費を全ての小売事業者で支払っているので、小売事業者は広域機関を通じて一定のkWhを配分されることになると推測される。
- 上記提案は、事務局案に比して、発電事業者の回収確実性や予見性を高める効果が期待される一方で、事業者間でのkWh取引が減少し、創意工夫が起きにくい点や現在の電力取引の実態からの乖離が大きい点が懸念されるのではないか。多様な取引環境の維持、現在の電力取引実態に依拠しているという点で、事務局案の方がより実態に即していると考えられるのではないか。

（なお、容量市場についての必要な見直しは、本日のWGの別議題で取り上げたように検討を進める。）

- また、小売事業者のスポット市場への依存を低減させる目的で、卸電力市場の在り方を見直すという選択肢も考えうるが、経済合理性や効率的な資源配分を制度目的に追求しているスポット市場に、人為的に魅力を下げるような介入を行うことは、経済合理性や効率性を損なう懸念があるのではないか。市場の活性化は実施しつつ、小売事業者の負担に配慮した上で、スポット市場以外から一定の調達確保を求める方が、これまでの議論の流れに沿うものだと考えられるのではないか。

実需給3年度前と1年度前のkWh確保について

- 本WGでは、3年度前の量的な供給力確保義務については、「燃料調達を海外に依存している現状を踏まえると、その調達を円滑にし、エネルギーセキュリティの向上に寄与するのではないか」というご意見があつた一方で、意見募集では、「小売事業者に求める量的確保の時期は1年度前のみで十分ではないか」といったご意見もいただいている。
- 発電事業者に予見性を持たせる効果を強め、電源の整備や燃料の確保を強く促そうとすれば、なるべく実需給から遠い時点での確保が望ましい一方、小売事業者に過度な負担にならないようにするためには、実需給からあまり遠い時点の確保には慎重になることが望ましい。
- 事務局の提案は、両者のバランスに配慮し、容量市場が実需給年度の4年前に取引を行っていることを一つのメルクマールとし、実需給年度の3年度前と1年度前での確保を求めることとしている。
- 仮に、1年度前のみの確保とした場合、小売事業者の負担に配慮する形になる一方で、発電事業者の予見性確保という効果が弱くなりすぎ、安定的なkWhの供給につながらない懸念も想定される。
- この点、「あるべき卸電力市場、需給調整市場及び需給運用の実現に向けた実務検討作業部会」取りまとめ（2023年4月25日）においても、「燃料長期契約におけるリスクヘッジの観点から、燃料長期契約の交渉スパンも踏まえると、発電事業者にとっては小売電気事業者と3年先以降から15年～20年程度の電力長期相対取引を締結することが好ましい」と整理している。
- 上記報告書の整理も踏まえれば、発電事業者に予見性を持たせる効果を適切に發揮するためには、実需給3年度前の確保が望ましいのではないか。

3. 本WGにおける検討結果の詳細

(1) 安定供給確保を大前提とした、電源の脱炭素化の推進

【検討事項①】 安定供給に必要となる燃料の確保

【追加検討事項】 供給力確保に向けた方策

(2) 電源の効率的な活用に向けた系統整備・立地誘導と柔軟な需給運用の仕組構築

【検討事項②】 地内系統の計画的な整備を促す仕組み

【検討事項③】 大規模系統整備に係る資金調達の円滑化等

【検討事項④】 短期の最適な需給運用を可能とする市場整備

(3) 市場を通じた、安定的な価格での需要家への供給に向けた小売事業の環境整備

【検討事項⑤】 量的 (kWh) な供給能力の確保含む小売電気事業者の責任・役割の遵守を促す規律
(b) 小売電気事業者による安定的な事業実施の確保

【検討事項⑥】 中長期取引を促進する市場等

【検討事項⑦】 経過措置料金の解除に係る課題等の整理

(4) 共通する課題

【検討事項⑧】 電源・系統への投資に対するファイナンス

小売電気事業者による安定的な事業実施の確保

- 小売電気事業者の責任・役割と規律の在り方について検討を行うとしており、小売電気事業者による安定的な事業実施の確保に向けた検討が求められる。

【検討項目の例（小委員会資料より抜粋）】

- 市場環境が厳しい局面において、小売電気事業者の退出等が相次ぎ、需要家に一定の負担や混乱が生じたことや、供給実績が確認できない小売電気事業者の一部が犯罪に利用されたことが疑われる事例も生じている。こうしたことを踏まえ、需要家保護を適切に図る観点から、小売電気事業者に遵守を求める規律の在り方や規律に違反した場合の措置の在り方について検討する。
- 一方で、小売電気事業者等の創意工夫を阻害することのないよう、例えば、蓄電池等のいわば「間接需要」に対する供給に係る電気事業法の位置付け等の整理の必要性についても検討する。
- 上記を踏まえて、以下の点について整理をした。

1. 休眠事業者への対応について
2. 蓄電池等事業者・自己等への供給に係る法令上の解釈について
3. 共同住宅等に対する電気の一括供給の在り方について

1 – 1. 休眠事業者の現状及び検討の背景

- 電気事業法（以後「電事法」という。）上、小売電気事業を営もうとする者は、経済産業大臣の登録を受けなければならない（ライセンスを取得しなければならない）（第2条の2）。
- 小売電気事業者として登録がされている者は700者を超えるものの、実際には電気の供給実績がない小売電気事業者（以後「休眠事業者」という。）が約3分の1存在する（※）。
- 近年、こうした休眠事業者に係る不正行為が発生し、一部は刑事事件として摘発されている。
 - ✓ 買収された休眠事業者による不正行為が疑われる旨の情報提供が行われる。
 - ✓ 休眠事業者を買収した者による不正なスイッチング手続きが行われる。
- こうした事例は需要家の利益を害するだけでなく、電気事業者への信頼を大きく損ない、電気事業の健全な発達を阻害することになるため、早急に対処が必要である。
- また、各種報告等の対応に要する行政や電力広域的運営推進機関の事務コストの観点からも、登録されている者と、実際に電気を供給している者が一致していることが望ましい。

○電気事業法（昭和39年法律第170号）（抄）

（事業の登録）

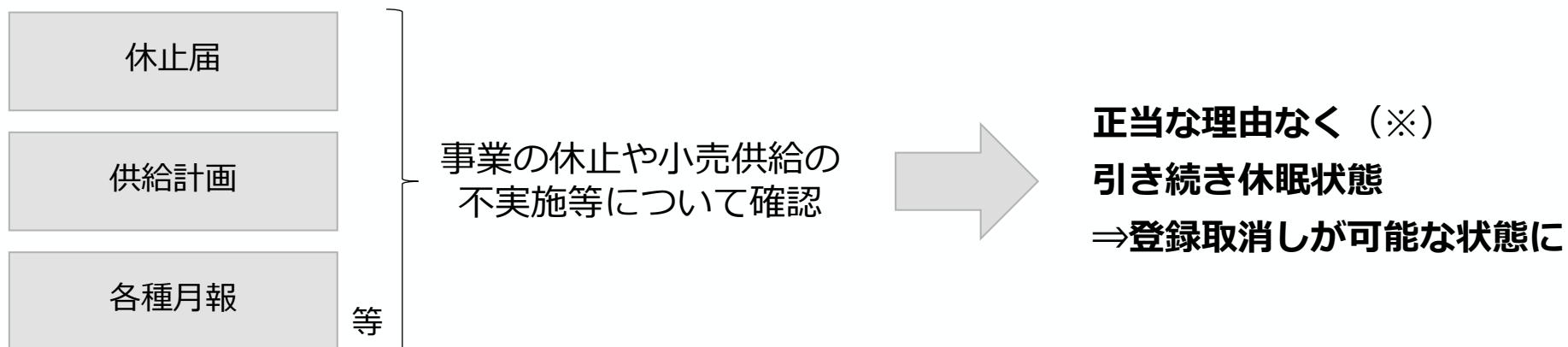
第二条の二 小売電気事業を営もうとする者は、経済産業大臣の登録を受けなければならない。

第一百十七条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第二条の二の規定に違反して小売電気事業を営んだとき。
- 二～十四 （略）

1 – 2. 休眠事業者への対応の方向性

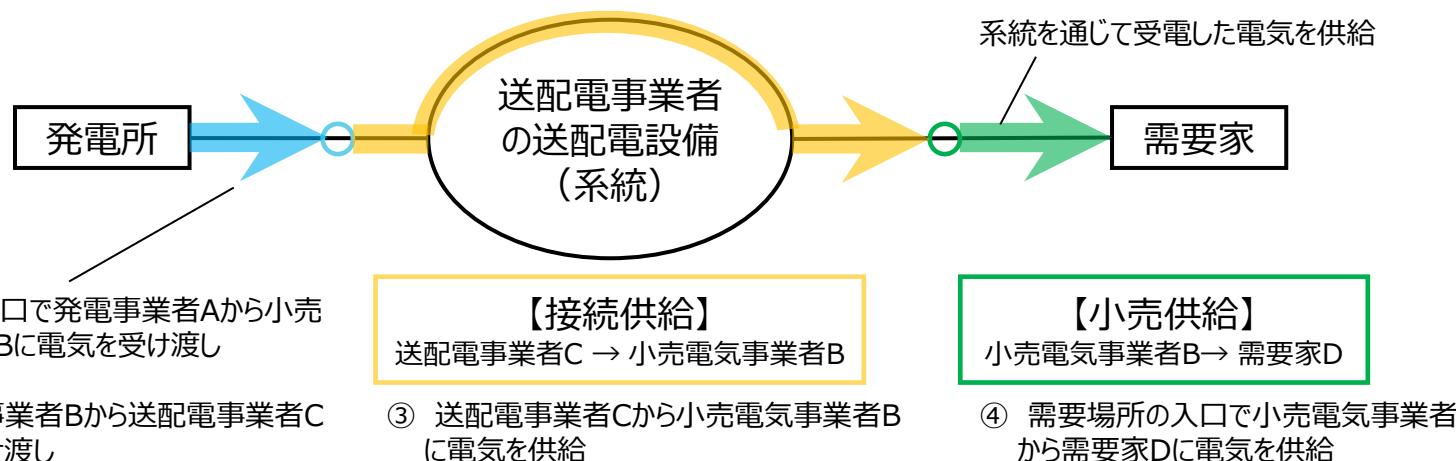
- 休眠事業者に係る不正行為が生じたことや行政等の事務コストを踏まえ、他法令の運用も参考に、休眠事業者について、登録を取り消すことができるよう制度措置を検討する。
- 例えば、小売電気事業者が正当な理由がないにも関わらず、引き続き休眠状態にある場合には、登録を取り消すことができるよう措置していく。
- ただし、再度小売電気事業者として登録を受けることを希望する場合には登録を拒否しない等、電事法の規律違反等を原因とする取消しではないことを踏まえた取扱いとする必要があると考えられる。



※ 例えば、登録を受けたときに予想しえなかつた経済的、社会的条件の変化等、止むを得ないと認められる事情が存在しない場合などが考えられる。

2 – 1. 小売電気事業者等に期待される役割の変化①

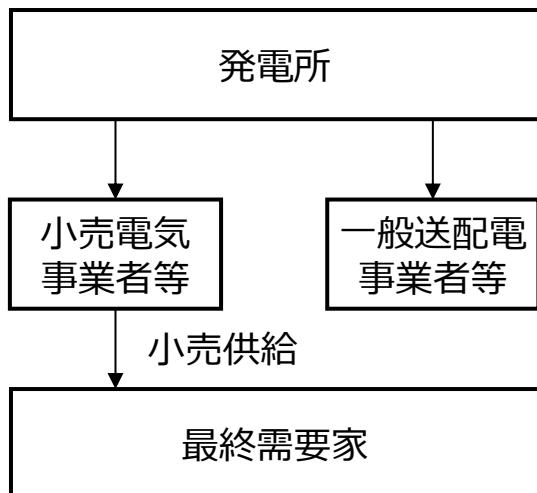
- 電事法では、発電所等で発電された電気を、最終的な電気の使用者（最終需要家）に供給する主体として小売電気事業者等（小売電気事業者及び登録特定送配電事業者。以後同じ。）を想定し、ライセンスの取得を含む種々の規制に服せしめることで、最終需要家の利益保護を図ってきた。
- 小売電気事業者等が行う「小売供給」は、「一般の需要に応じ電気を供給すること」と定義され（電事法第2条第1項第1号）、「不特定多数の最終需要家に対する電気の供給」と解釈されてきた。
- 小売電気事業者等は、一般送配電事業者等（一般送配電事業者又は配電事業者、特定送配電事業者。以後同じ。）が維持・運用する送配電設備（以後「系統」という。）を利用して、需要家に対して電気を供給している。
- また、小売電気事業者等が系統を利用する際は通常、一般送配電事業者等から接続供給（電事法第2条第1項第5号）を受けることが前提とされている。



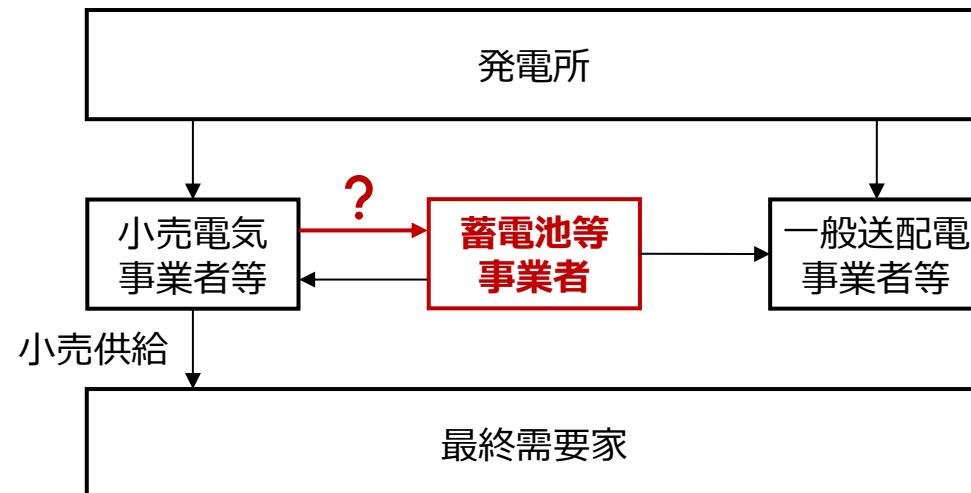
2 – 1. 小売電気事業者等に期待される役割の変化②

- 小売電気事業者等は従来、その名の通り、調達した電気を他者である最終需要家に届ける者としての役割を期待されていた。
- 他方で、揚水発電所に加えて、蓄電池といった電気を蓄電できるシステム（以後「蓄電池等」という。）の発達に伴い、太陽光発電の発電量が多く供給余剰が生じている時に蓄電等し、電気が不足する時に小売電気事業者等（又は系統の需給調整を行う一般送配電事業者等）に対して卸売を行う事業を営むことを希望する者（以後「蓄電池等事業者」という。）が登場している。
- こうした蓄電池等事業者の中には、小売電気事業者等から系統を利用した電気の供給を受けて蓄電等することを希望する者や、自ら小売電気事業者等のライセンスを取得する者も現れている。

<従来>

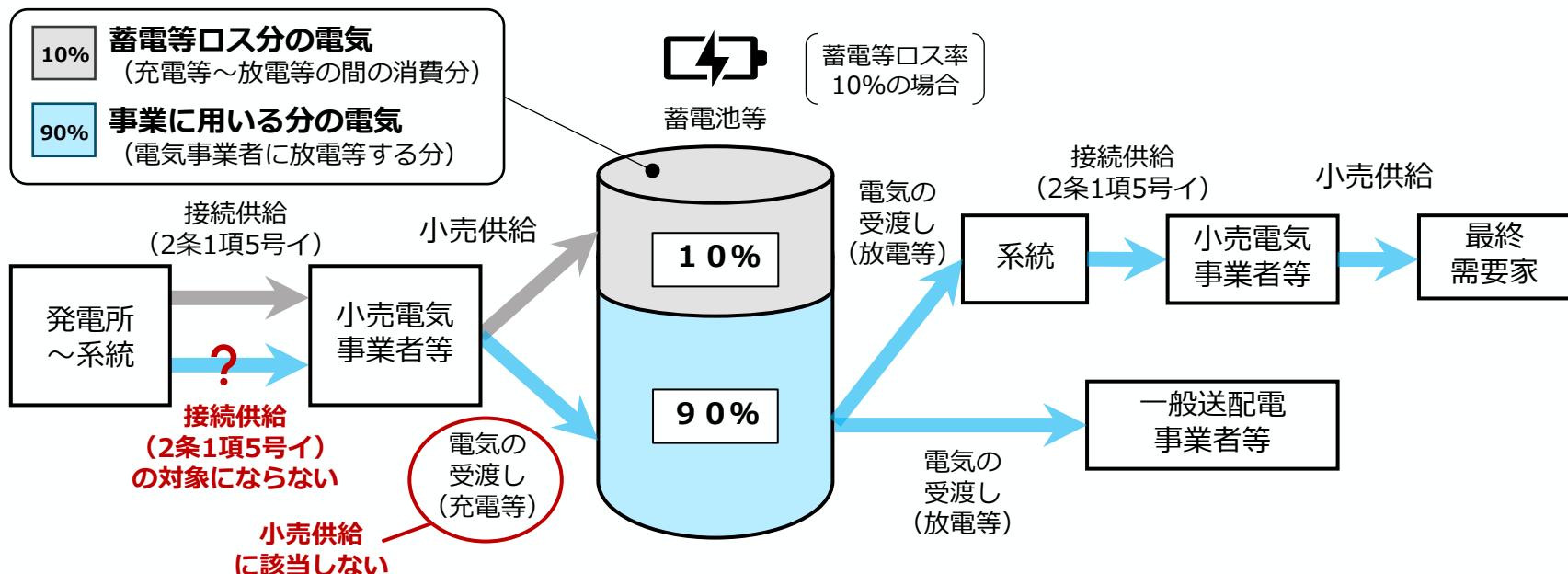


<現状>



2 – 2. 蓄電池等事業者に対する電気の供給の特徴

- 蓄電池等事業者が運用する系統用蓄電池等に蓄電等された電気は、基本的に、他者に対して放電等され、蓄電池等事業者は最終消費しない。したがって、従来の解釈によれば、蓄電池等事業者は最終需要家には当たらず、当該事業者に対しての供給は小売供給に該当しない。
- 他方で、電気を充電等してから放電等するまでには、一定割合の電気が消費される「蓄電等口ス」が生じるが、蓄電池等事業者によって最終消費される電気である当該口ス分の供給は小売供給に該当する。
- 一般送配電事業者の託送供給等約款では、小売電気事業者等が系統を利用できるのは小売供給を行う場合に限られているなど、蓄電池等事業者向けの電気の供給のうち、「蓄電等口ス分」以外の部分（下図の90%の部分）は、一般送配電事業者等が行う接続供給の対象にならず、系統を利用できないと解される一方で、「蓄電等口ス分」と「それ以外の部分」は一体不可分なものとして供給されることから、解釈が不明瞭であるとも言える。



2 – 3. 蓄電池等事業者および自己等への供給に対する今後の方針

- 前述のとおり、現行の電事法の解釈によれば、蓄電池等事業者に対する電気の供給のうち、蓄電等口ス分以外の部分は、系統を利用して電気の供給を行うことができないと解されるが、今後、変動制再生可能エネルギー電源の増加が見込まれる中、蓄電池等の政策的意義（系統の需給バランス調整機能、迅速な応答性を有する調整電源としての機能等）を踏まえれば、蓄電池等事業者に対する系統を利用した電気の供給を可能とする必要性は高いと考えられる。
- このため、蓄電池等事業者に対する電気の供給（蓄電等口ス分以外）は、小売供給に該当しないが、
 - ・蓄電池等の政策的意義
 - ・小売供給に該当する「蓄電等口ス分」の供給と一体不可分なものとして供給されること
(あらゆる蓄電システムでは蓄電等口スが発生)
 を踏まえ、小売供給に類した供給として、小売供給の場合と同様に系統利用が認められるものと解釈を明確化する。
- また、自身や密接な関係を有する子会社等（以後「自己等」という。）に対する電気の供給は、「不特定多数」の最終需要家に対する供給ではなく、小売供給に該当しないと解されてきたが、自ら小売電気事業者等のライセンスを取得して自己等が維持・運用する蓄電池等に電気を蓄電等しようとする事業者が存在するなど、小売電気事業者等による自己等に対する電気の供給が想定されるようになっていることを踏まえれば、小売電気事業者等がその事業の一環として自己等に対して電気の供給を行う場合については、小売供給に含まれると解釈を明確化する。
- なお、自己等のみに対して電気の供給を行う場合は、引き続き小売電気事業者等のライセンスの取得は不要となる。

3-1. 共同住宅等に対する電気の一括供給の概要

- 通常、小売供給を受ける者（需要家）は最終的な電気の使用者であるが、マンションやオフィスビル等では、小売電気事業者から一括で受電した事業者が、最終的な電気の使用者（マンション各戸や各テナント等）に電気を提供している場合がある（電力の小売営業に関する指針（以後「小売GL」という。）では「高圧一括受電」について言及。）。
- 当該電気の提供は、一の需要場所内での電気のやりとりとして、電気事業法上の規制の対象外であるが、最終的な電気の使用者の利益が害される（※）とすれば、非規制としている趣旨に反する。
- 小売GLでは、一括受電事業者は、小売電気事業者に求められる需要家保護策と同等の措置（以後「保護措置」という。）を適切に行うことが望ましい旨が、規定されている。

※事業者等が最終的な電気の使用を希望する者に適切な情報提供をしないことや、電気を供給する契約の内容や解除等手続及び苦情・問合せへの対応が不適正であること等によって利益が害されることが想定される。

共同住宅等における電気の一括供給のモデル図（小売GL）



受電設備の所有や維持・管理を行うなど、受電実態を有するマンション一括受電事業者がマンション各戸に供給する行為は、マンションという一の需要場所内での電気のやりとりとして、電気事業法上、非規制。

【背景・趣旨】

- 一の需要場所内であれば、一種の共同体として相互の意思統一が図りやすく、電気の使用者の利益を損なうおそれがない。
- 低圧区分で電気を使用する各戸を集約し、割安な高圧区分で託送契約をする場合には、電気の利用料金が安くなり、最終的な電気の使用者の利益に資する。
- 受変電設備の維持管理の便宜上、管理組合のみならず、事業者による電気の提供も行われている。
- 一の建物を一の需要場所と扱うことには、一般送配電事業者等の供給設備の効率的な形成を促す観点も認められる。

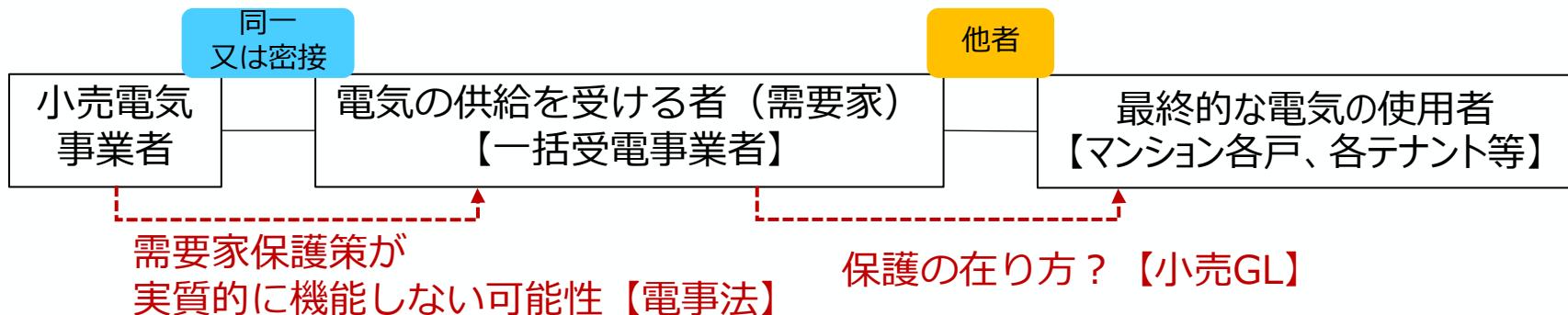
3 – 2. 事情変動・制度変更の影響

- 2016年4月の小売全面自由化後、小売電気事業者の多様化と共に、一括受電事業者も多様化している。例えば、従来のモデルは下図類型1のような高圧一括受電を想定していたが、事業の多様化によるトラブルも発生している。
- 特に、今般、小売電気事業者が小売電気事業の一環として自己等に電気を供給することを可能とすれば、下図類型2のようなモデルも可能になる。この場合、電事法上で小売電気事業者に課されている、需要家保護策（供給条件の説明や書面交付、適切な苦情・問合わせへの対応等）を講じる義務が、一括受電事業者との関係では実質的に機能しない可能性がある。そのため、自己等を一括受電事業者として電気を供給することによって、最終的な電気の使用者に対する保護措置を講じないことを目的とする一括受電が行われ、トラブルが発生することが懸念される。

■類型1



■類型2



3 – 3. 一括受電事業者への対応の方向性

- 一括受電事業者が多様化していることを踏まえ、小売GLの内容等について改めて周知徹底を図ることが必要ではないか。
- ただ、類型2のように、小売電気事業者と一括受電事業者が同一又は密接関係性がある場合、また、小売電気事業者と一括受電事業者が営利の目的をもって反復継続的に共同して一括受電スキームを構築している場合などには、最終的な電気の使用者に対する保護措置の潜脱を図る目的で事業者による一括受電が行われる懸念があるため、新たに小売GLにおいて、適切な措置をする。
- 具体的には、類型2の場合に、①一括受電事業者が、最終的な電気の使用者に対する保護措置を講じること、②小売電気事業者が、一括受電事業者において保護措置を講じるよう監督すること、を怠ることを「問題となる行為」と位置づけ、小売電気事業者に対して業務改善命令等を行う事由となりうることを明記していく（※）。
- 詳細については、必要に応じQ&A等で定めることとする。

※小売電気事業者と一括受電事業者は事実上同一の者とみなしうることから、小売電気事業者に対して、媒介・取次・代理業者等に対して行なうことが求められる監督と同様に、一括受電事業者の監督を要求すること・業務改善命令等の対象とすることは過剰な規制を課すものとは評価されず、許容しうる。

■類型2



怠った場合は「問題となる行為」 = 小売電気事業者に対する業務改善命令事由

3 – 4. 小売電気事業者が保護措置等実施の委託を受ける場合

- ・マンション管理組合等が受電設備を保有し、一括受電事業者によらず一括供給を受ける場合、小売GLの趣旨を踏まえれば、最終的な電気の使用者に対する保護措置を講じることが望ましいと考えられるのは当該管理組合等である。
- ・他方で、当該管理組合等から一括供給を行う小売電気事業者に対して、保護措置の実施や料金請求・収納等の業務委託をしているケースもみられる。
- ・このように小売電気事業者が最終的な電気の使用者の保護を図る義務を負う場合は、小売電気事業者が最終的な電気の使用者に電気を供給する場合と同視できると考えられる。
- ・現状の小売GLにおいても、小売電気事業者が当該措置を怠った場合は、「問題となる行為」として、業務改善命令等を行う事由となると考えられるが、明確性の観点から、改定に当たつて明記する。



小売電気事業者による安定的な事業実施の確保に向けた今後の進め方

- 休眠事業者への対応については、制度措置に向けた検討を進める。
- 蓄電池等事業者・自己等への供給に係る法令上の解釈については、小売電気事業者等への周知や各種報告の記載方法等に係る整理等、必要な措置を講じる。
- 共同住宅等に対する電気の一括供給の在り方については、パブリックコメントを実施の上、小売GLを改定していく。

3. 本WGにおける検討結果の詳細

(1) 安定供給確保を大前提とした、電源の脱炭素化の推進

【検討事項①】 安定供給に必要となる燃料の確保

【追加検討事項】 供給力確保に向けた方策

(2) 電源の効率的な活用に向けた系統整備・立地誘導と柔軟な需給運用の仕組構築

【検討事項②】 地内系統の計画的な整備を促す仕組み

【検討事項③】 大規模系統整備に係る資金調達の円滑化等

【検討事項④】 短期の最適な需給運用を可能とする市場整備

(3) 市場を通じた、安定的な価格での需要家への供給に向けた小売事業の環境整備

【検討事項⑤】 量的 (kWh) な供給能力の確保含む小売電気事業者の責任・役割の遵守を促す規律

【検討事項⑥】 中長期取引を促進する市場等

【検討事項⑦】 経過措置料金の解除に係る課題等の整理

(4) 共通する課題

【検討事項⑧】 電源・系統への投資に対するファイナンス

検討事項⑥ 中長期取引を促進する市場等

【課題】

- 小売全面自由化以降、短期のスポット市場の取引量は電源需要の約3割程度に達しており、小売事業者が必要な供給力を確保する手段の一つとして、一定の流動性が確保されている。
- 他方で、スポット市場は燃料費の変動や電力供給の影響を受けやすく、価格変動リスクが高い構造。国際的な燃料価格の高騰等に伴う電気料金の急激な変動が国民経済に影響を与え、料金の大幅な変動は社会的に許容し難い状況にあることが明らかとなった。

【対応の方向性】

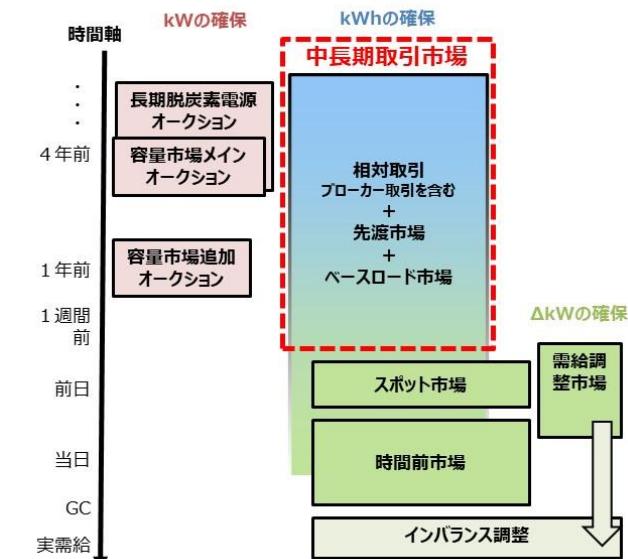
- これらの経緯を踏まえ、小売電気事業者が、今後も需要家に安定的な価格水準の下での電力供給を実現するとともに、電源の調達手段や調達する電源を多様化することができるよう、中長期取引を行う市場整備や、ブローカー取引の活性化等を行う。これらは、客観的な電力価格指標の形成にも資することが期待される。

● 電力システム改革の検証結果と今後の方向性

(6 (2) ②) 量・価格両面で安定的な調達を可能とする中長期取引市場

(略) 電力システム改革が進められる中で、卸電力取引所のうち、スポット市場での取引は大きく拡大している一方で、上述のとおり、スポット市場価格は変動幅が大きく、客観性の高い電力価格指標として用いることは難しい。また、**ベースロード市場・先渡市場での取引や相対取引を含め、中長期の電力取引を活性化させていく必要がある**。旧一般電気事業者において内外無差別卸売も進められているが、各社の卸売条件を見比べることが困難であるなど、小売電気事業者にとって調達しにくいとの指摘もある。こうした現状を踏まえ、今般の検証を踏まえた対応として、「小売電気事業者が供給力の調達手段や電源調達のポートフォリオをより多様化することができるよう、事業者間の公平性にも留意しつつ、**現物の長期取引を含めた相対取引やブローカー経由の取引等の活用、先物市場・先渡市場・ベースロード市場等の市場を含む取引制度の拡充・再整備に取り組む**」

将来の中長期取引市場（案）



1. 中長期取引市場の意義

第7回電力システム改革の検証を踏まえた制度設計
ワーキンググループ（2025年11月28日）資料6より抜粋

【本WGで整理いただいた基本的な方向性】

- 中長期取引市場の意義については、以下のとおり整理された。
 - エネルギー基本計画等で言及されているとおり、
 - ①短期のスポット市場は、市場価格の変動幅が大きい構造にあること、
 - ②特にスポット市場価格が高騰する局面では、調達価格の高騰により、小売電気事業の休廃止件数の増加や電気料金の高騰といった事態が生じていること、
 - ③スポット市場で限界費用での供出が求められる発電事業者にとって、スポット市場価格の変動幅が大きいことで事業の予見可能性が低くなり、電源投資や長期かつ安定的な燃料調達に悪影響を及ぼす懸念が生じていること、
 - 等の課題があること。
 - これらの課題を踏まえると、①小売電気事業者による中長期での供給力の安定的な調達、②発電事業者による電源投資や燃料調達に係る予見可能性の向上、ひいては、これらを通じて、③安定的な水準・変動幅での電力供給の実現を図ることが重要であり、このためには、広く参照可能で適正かつ安定的な電力価格指標の形成に資するような中長期の電力取引の活性化を図ることが必要であること。

1. 中長期取引市場の意義（続き）

第7回電力システム改革の検証を踏まえた制度設計
ワーキンググループ（2025年11月28日）資料6より抜粋

- また、中長期の電力取引は（1）取引所における取引と、（2）事業者間で行われる相対取引、の2つに分類されるが、「広く参照可能で適正かつ安定的な電力価格指標の形成」と「供給力確保義務を課された小売電気事業者による中長期での供給力の安定的な調達」の観点からは、（1）の取引所における取引である中長期取引市場を整備する必要があることや、他方で事業者が創意工夫のもとで多様な取引を行う手段としては、（2）の相対取引も引き続き重要である。

2. 中長期取引市場で取り使う価値・価格設定の基本的な考え方

第7回電力システム改革の検証を踏まえた制度設計
ワーキンググループ（2025年11月28日）資料6より抜粋

【本WGで整理いただいた基本的な方向性】

- 中長期取引市場で取り扱う価値・価格設定については、以下のとおり整理された。
 - 中長期取引市場で取り扱われる商品は、中長期の相対取引で取り扱われる商品のうち定型的なものに相当し、取り扱われる価値は、中長期の相対取引で取り扱われる価値と同等のものになると考えられること
 - 中長期取引市場の価格は、約定方式がザラバであることを前提に、中長期の相対取引と同様に、電源の固定費と可変費を含む形で設定することが基本であること
 - 固定費と可変費の内訳を一律で定めてコストベースでの入札を求めるような価格設定ではなく、各発電事業者が、電源の固定費と可変費をベースに、それぞれの考え方に基づき価格設定※を行うこと

※固定費と可変費をベースに価格設定を行う場合であっても、N-1年度（実需給の1年前）に取引される商品とN-3年度（実需給の3年前）に取引される商品では、必ずしも同じ価格設定がされるわけではないと考えられる（例えば、N-1年度の商品の方がよりスポット市場の影響を受けやすいものと考えられる）。

3. 中長期取引市場における市場監視の基本的な考え方

第7回電力システム改革の検証を踏まえた制度設計
ワーキンググループ（2025年11月28日）資料6より抜粋

【本WGで整理いただいた基本的な方向性】

- 前頁で整理した中長期取引市場の価格設定の在り方を踏まえ、市場監視の基本的な考え方については、以下のとおり整理された。
 - 上限価格の設定やコストベースでの価格の算定根拠の確認といった、**価格を直接的に規制するような市場監視はなじまないこと**
 - 他方で、小売電気事業者に対して供給力確保が求められる中では、例えば、相対取引による卸売と中長期取引市場における入札の整合性を事後的に確認し、これが大きく乖離する売り札等については、入札価格の考え方を確認するなど、発電事業者が意図的に不当な売り入札を行うことや、複数の事業者による協調的行為、市場において支配的な事業者による売り惜しみや買い占めといった**市場の公正性を損なう行為については、監視する必要があること**

【今後検討が必要な論点】

- 今後は、**具体的な市場監視のあり方**について、詳細検討を進めていくこととする。

4. 供出量を高める方策の基本的な考え方

第7回電力システム改革の検証を踏まえた制度設計
ワーキンググループ（2025年11月28日）資料6より抜粋

【本WGで整理いただいた基本的な方向性】

- 供出量を高める方策については、以下のとおり整理された。
 - 少なくとも市場開設から当分の間は、一定規模以上の発電事業者に対して市場への供出を求めること
 - 一定規模以上の発電事業者の基準は、エリアの卸供給における支配的な地位等を鑑みたベースロード市場における考え方を参考に、保有する電源の最大出力の合計が500万kW以上の事業者としつつ、会社分割などにより供出を逃れる行為が生じることも懸念されることから、グループ会社が保有する電源の最大出力を合算する等の考え方を検討すること
 - 原則として電気事業者の販売電力量の10%について、対象事業者に供出を求めること

【今後検討が必要な論点】

- 今後は、具体的な供出方法や、電源種によって供出の取扱いに差異を設けるか否かといった点について詳細を検討することとしたい。
- また、これらの詳細検討を行う際には、買い手となる小売電気事業者がその事業規模にかかわらず市場参加できることを前提に、市場を活性化するための方策を合わせて考えることとし、市場の状況次第では供出を求める量の見直しを含め、必要な対応を行う。

(参考) 保有する電源の最大出力の合計が500万kW以上の事業者

第6回電力システム改革の検証を踏まえた制度設計ワーキンググループ（2025年11月11日）資料6から抜粋

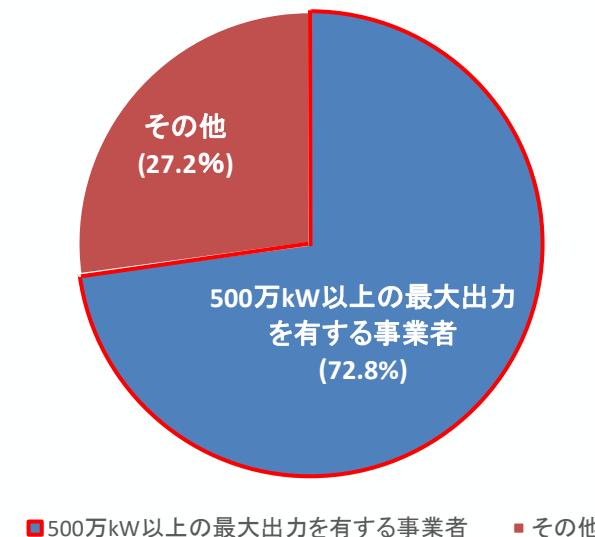
- 当該基準に該当する事業者は、沖縄電力を除く旧一般電気事業者のグループ及び電源開発であり、これらの事業者が有する供給力は、日本全体の総供給力の約7割を占めている。

【保有する電源の最大出力の合計が500万kW以上の事業者（2025年3月時点）】

対象者

1. JERA : 5957万kW
2. 関西電力 : 2785万kW
3. 電源開発 : 1701万kW
4. 東北電力 : 1579万kW
5. 九州電力 : 1576万kW
6. 中国電力 : 1043万kW
7. 東京電力リニューアブルパワー : 985万kW
8. 中部電力 : 919万kW
9. 北海道電力 : 835万kW
10. 北陸電力 : 826万kW
11. 東京電力ホールディングス : 821万kW
12. 四国電力 : 534万kW
13. 日本原子力発電 : 226万kW
14. 沖縄電力 : 223万kW

【最大出力の割合（2025年3月時点）】



5. 取引形態（約定方式）の基本的な考え方

第7回電力システム改革の検証を踏まえた制度設計
ワーキンググループ（2025年11月28日）資料6より抜粋

【本WGで整理いただいた基本的な方向性】

- 取引形態については、以下のとおり整理された。
 - 小売電気事業者が自らの供給力確保義務に柔軟に対応できる環境となるよう整備することが必要であり、そのためには、取引機会が多く、かつ取引のタイミングや方法に制約が少ない約定方式を採用することが望ましいこと
 - 小売電気事業者が広く参加可能になるよう、中長期取引市場へのアクセスの公平性等を確保できる約定方式や取引方法となるよう留意すること
 - 売り手・買い手双方がそれぞれの意思を示し合いながら取引が行われること
 - これらの論点を踏まえ、ザラバ方式の採用を第一に検討を進めること

【今後検討が必要な論点】

- 今後は、ザラバ方式であることを前提に、具体的な市場監視のあり方や、取り扱う商品の販売開始時期や販売期間等、関連する論点について検討することとしたい。

6. 取り扱う商品

第7回電力システム改革の検証を踏まえた制度設計
ワーキンググループ（2025年11月28日）資料6より抜粋

【本WGで整理いただいた基本的な方向性】

- 中長期取引市場で取り扱う商品については、以下のとおり整理された。
 - 取引年度（商品が取引される年度）は、小売電気事業者に課される供給力確保義務との整合性を取る形で設計することを基本とし、市場開設から当分の間は、実需給の3年前と1年前とすること
 - 受渡し期間については、原則として単年（1年間）の商品とすること
 - 商品の負荷パターンについては、①実需給の3年前に販売される商品については、ベース商品を中心に、ミドル商品の取扱いも検討すること、②実需給の1年前に販売される商品については、ミドル商品をメインに、ベース商品やピーク商品の取扱いについても検討すること
 - 燃調のような事後調整付商品を取り扱う場合であっても、各社がそれぞれ自由に設定するのではなく、事後調整に係る標準的な算定式等の導入を前提とするなど、各売り入札の内容を横並びで比較できるようにすることを第一に設計すること。その上で、このような基本的考え方を前提として、事業者ニーズを踏まえて検討すること
 - 非化石価値については、中長期取引市場では取り扱わないこと

【今後検討が必要な論点】

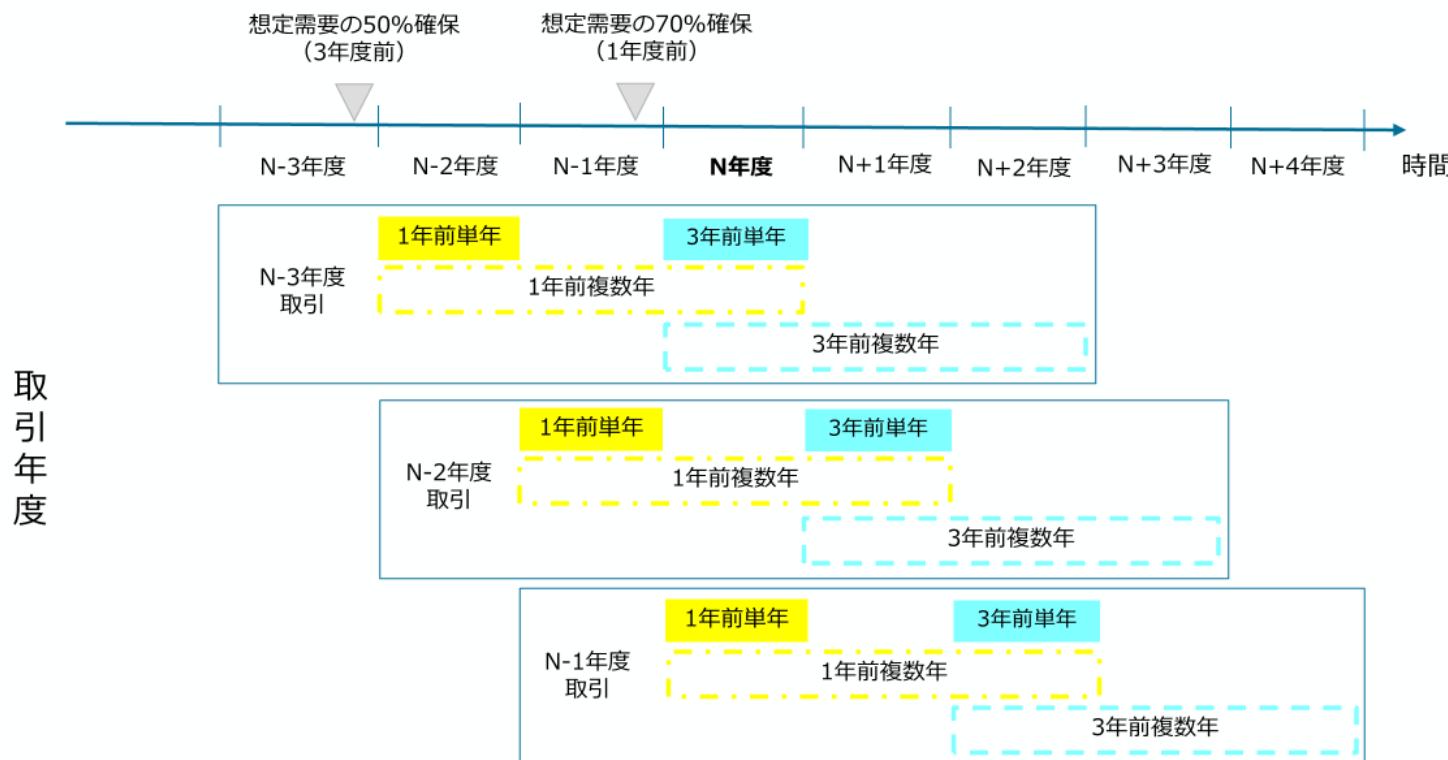
- 今後は、①商品の具体的な販売開始時期や販売期間や、②具体的な負荷パターン、③事後調整付き商品の取扱いについて、事業者ニーズを踏まえ、詳細検討を進めていくこととする。

(参考) 取引年度と受け渡し期間のイメージ

第7回電力システム改革の検証を踏まえた制度設計
ワーキンググループ（2025年11月28日）資料6より抜粋

取引タイミングと受け渡し期間等との関係について(イメージ)

- 中長期取引市場で取り扱う商品について、取引年度（商品が取引される年度）と受け渡し期間（契約に基づいて電力の受け渡しが行われる期間）、小売電気事業者に求められる供給計画提出期間との関係性は、例えばN年度を実需給年度とした場合、以下のようにになる。



7. 受渡し

第7回電力システム改革の検証を踏まえた制度設計
ワーキンググループ（2025年11月28日）資料6より抜粋

【本WGで整理いただいた基本的な方向性】

- 受渡しについては、以下のとおり整理された。
 - 中長期取引でも、地域間連系線を利用した取引（エリアを跨いだ取引）を認めること
 - 連系線を利用した取引を行う際には、スポット市場を介して行うこと
 - 中長期取引市場において生じる市場分断リスクは、基本的に買い手が負うこと

【今後検討が必要な論点】

- 今後、買い手にとって市場分断リスクをどの程度事前に回避できるかという点や、電源の所在エリアをどの程度明らかにするかといった点を踏まえて、具体的な市場範囲を設計していくこととしたい。
- その際には、買い手の市場分断リスクが過剰にならないよう留意しながら、間接送電権の活用等による市場分断リスクへの対応策や分断時の清算のあり方も合わせて検討を進める。

8. 決済・清算

第7回電力システム改革の検証を踏まえた制度設計
ワーキンググループ（2025年11月28日）資料6より抜粋

【本WGで整理いただいた基本的な方向性】

- 中長期取引市場の決済・清算については、以下のとおり整理された。
 - **市場運営者と市場参加者の間でのリスク分担のあり方**を検討する必要があること
 - 中長期取引市場の決済・清算の具体的な仕組みを検討するに当たっては、
 - ・**小規模な事業者も参加しやすい仕組みとすること**
 - ・万が一市場参加者が倒産した場合にも、連鎖的な不履行や市場機能停止を招かず、**安定的な取引所取引を継続できる仕組みとすること**

【今後検討が必要な論点】

- 今後は、上記の点に留意しながら**具体的な決済・清算の方法**について検討していくとともに、最終的には取引所の業務規程や取引規程、会員規約等で定めていく。

9. 運営主体に求められる能力

第7回電力システム改革の検証を踏まえた制度設計
ワーキンググループ（2025年11月28日）資料6より抜粋

【本WGで整理いただいた基本的な方向性】

- 中長期取引市場の運営主体に求められる能力については、以下のとおり整理された。
 - **信頼性**：公正かつ透明な価格指標を形成・公表していくこと
 - ✓ 約定情報の隨時開示
 - ✓ 自己規制、ガバナンス
 - ✓ 不正取引の監視や未然防止機能
 - **中立性**：全ての市場参加者に対して中立的な市場運営を行うこと
 - **安定性**：常に安定した取引ができる環境を整備すること
 - ✓ 取引に必要な市場システムの構築と運用、システム改修

【今後検討が必要な論点】

- 今後は、こうした能力の具体化や、具体的な運営主体の検討プロセス、運営の健全性を担保するための仕組みについて検討を進める。

10. 市場参加者

第7回電力システム改革の検証を踏まえた制度設計
ワーキンググループ（2025年11月28日）資料6より抜粋

【本WGで整理いただいた基本的な方向性】

- 中長期取引市場の参加者については、以下のとおり整理された。
 - 中長期取引市場の売り手、買い手はそれぞれ以下の事業者から始めること。
 - ・売り手は、自ら発電設備を維持及び運用する、電気事業法に基づき届出を行った発電事業者
 - ・買い手は、電気事業法に基づき、供給力確保義務を課される小売電気事業者

【今後検討が必要な論点】

- 一方で、中長期取引市場で確保した商品の転売を認める場合など、中長期取引市場の売り手や買い手が上記の整理にとどまらないケースが生じることもあり得ることから、これらの論点の取扱いについては今後詳細検討することとしたい。

11. 他市場との関係

第7回電力システム改革の検証を踏まえた制度設計
ワーキンググループ（2025年11月28日）資料6より抜粋

【本WGで整理いただいた基本的な方向性】

- 他市場との関係については、以下のとおり整理された。
 - 容量市場との関係については、容量市場の応札価格には各電源の固定費の一部が含まれていることを踏まえると、固定費と可変費をベースとした価格設定で売り入札が行われる中長期取引市場との間で、発電事業者による固定費の二重取りが生じるおそれがあることから、これを回避するための調整が必要であること。
 - ベースロード市場については、中長期取引市場の創設によってその目的や役割を代替できることから、ベースロード市場は発展的解消する方向で進めること。

【今後検討が必要な論点】

- 今後は、容量市場との関係における固定費の二重取りを回避する具体的な対応策と、ベースロード市場を発展的に解消する際の具体的な時期やプロセスについて、詳細を検討していくこととする。

各論点の今後の検討事項

第7回電力システム改革の検証を踏まえた制度設計
ワーキンググループ（2025年11月28日）資料6より一部
修正して抜粋

- 各論点について、今後詳細検討が必要な事項を改めて整理すると以下のとおり。今後、本中間取りまとめや供給力確保義務の検討状況を踏まえつつ、有識者や実務者による検討体制を構築し、具体的な制度設計を進めていくこととする。

論点		今後の検討事項
商品	取り扱う商品	具体的な商品設計（販売開始時期、販売期間、負荷パターン、事後調整付き商品の取扱い 等）
入札	価格の考え方・市場監視	価格設定の基本的な考え方を踏まえた上での市場の監視方法
	供出量を高める方策	具体的な供出方法、供出対象とする電源、商品・エリアごとの供出按分
受渡し	市場範囲、市場分断リスクへの対応	<ul style="list-style-type: none"> 市場分断リスクと電源の匿名性を踏まえた具体的な市場範囲の設定 市場分断リスクへの対応策や分断時の清算のあり方
決済・清算	決済・清算方法	決済・清算の具体的な方法

各論点の今後の検討事項（続き）

第7回電力システム改革の検証を踏まえた制度設計
ワーキンググループ（2025年11月28日）資料6より抜粋

	留意事項	概要
市場運営	運営主体	<ul style="list-style-type: none"> ・中長期取引市場を運営する主体に求められる能力の具体化 ・運営主体の検討・決定プロセス、運営の健全性を担保するための仕組み
	市場参加者	転売や電源差替などの論点を踏まえた上での市場参加者の考え方
他市場との関係	容量市場との整理	発電事業者による固定費の二重取り（小売電気事業者による固定費の二重払い）を回避するための具体的な調整方法
	ベースロード市場	ベースロード市場を発展的解消する具体的な時期やプロセス

3. 本WGにおける検討結果の詳細

(1) 安定供給確保を大前提とした、電源の脱炭素化の推進

【検討事項①】 安定供給に必要となる燃料の確保

【追加検討事項】 供給力確保に向けた方策

(2) 電源の効率的な活用に向けた系統整備・立地誘導と柔軟な需給運用の仕組構築

【検討事項②】 地内系統の計画的な整備を促す仕組み

【検討事項③】 大規模系統整備に係る資金調達の円滑化等

【検討事項④】 短期の最適な需給運用を可能とする市場整備

(3) 市場を通じた、安定的な価格での需要家への供給に向けた小売事業の環境整備

【検討事項⑤】 量的 (kWh) な供給能力の確保含む小売電気事業者の責任・役割の遵守を促す規律

【検討事項⑥】 中長期取引を促進する市場等

【検討事項⑦】 経過措置料金の解除に係る課題等の整理

(4) 共通する課題

【検討事項⑧】 電源・系統への投資に対するファイナンス

検討事項⑦ 経過措置料金の解除に係る課題等の整理

【課題】

- ・ 経過措置料金の解除基準については、2019年、監視等委等において議論がなされ、取りまとめられた。この基準に基づき、監視等委において、毎年、競争状況の確認を行っているが、現時点で経過措置料金の解除が妥当な状況にあると評価された地域はない。
- ・ 一方、将来的に経過措置料金を解除する場合には、経過措置規制料金が実体的に果たしてきた役割の是非等について改めて検討することが必要。

【対応の方向性】

- ・ 経過措置料金の解除基準を踏まえた競争状況の確認を継続していく。
- ・ 解除することになった場合の課題について、検証のとりまとめにおいて示された論点を踏まえ、検討を進めていく。

①経過措置料金が実体的に果たしてきた役割に関する考え方の整理

(検証の記載)

将来的に経過措置料金を解除する場合には、安定供給の確保や電気料金の変動幅の抑制の観点から講じる措置等の関連する制度の検討状況を踏まえた上で、経過措置料金が実体的に果たした役割の是非や今後の制度的な対応の必要性、低圧需要家に対するセーフティネットの在り方・必要性等について改めて検討し、必要に応じて適切な措置を講ずることが課題となる。

②低圧向けの最終保障供給に関する業務の実務的な課題の整理

(検証の記載)

現行の電気事業法においては、経過措置料金の廃止後の最終保障供給については、高圧・特高部門と同様に一般送配電事業者が担うこととされている。しかしながら、昨今の高圧・特高部門の最終保障供給の状況を踏まえれば、低圧部門においては、最終保障供給を受ける需要家が数十万～百万規模に及んだ場合等に、一般送配電事業者が平時に備えたシステム等では実務的に対応が困難となることも想定される。このため、仮に経過措置料金の解除を行う場合には、例えば、一般送配電事業者が小売電気事業者等に対して最終保障供給に関する業務の委託等を可能とすることの要否等、実務的な課題についても精査が必要である。

経過措置料金に関する議論

- 経過措置料金の導入は、電力小売全面自由化に伴う大手電力会社による「規制なき独占」に陥ることを防ぐため講じられたものであるが、本年5月の小委員会において検討事項として示した通り、将来的に経過措置料金の解除がなされる場合に備え、実体的に果たしてきた役割や、その是非等を改めて検討する必要がある。
- そのため、経過措置料金の導入当初に期待された役割と、実体的に果たしてきた役割を改めて整理し、経過措置料金の解除に際しての課題の有無（実体的に果たしてきた役割との関係、低圧部門の最終保障供給に関する課題等）について検討を行う。

1. 経過措置料金の解除に関する論点

- 経過措置料金の解除基準と現時点における競争状況
- 経過措置料金が実体的に果たしてきた役割
- 経過措置料金の解除に際しての課題の有無

2. 経過措置料金の解除に至らない場合における経過措置料金の在り方等に関する論点

- 燃料費調整制度
- システム改革以降の環境変化を踏まえた見直し等

今後の検討の進め方

1. 経過措置料金の解除に関する論点

- 特定の料金メニュー等について、否定的な観点からこれらのメニューの維持については検討を要するとの御意見をいただいた。
- 一方、需要家保護の必要性等を慎重に検討すべきとの御意見、電気事業の枠組みを超えた個別政策での対応も検討すべきとの御意見、誰が担うべきか悩ましい問題であるとの御意見もいただいた。
- その他の御意見としては、経過措置料金の解除よりも、既存の経過措置料金の是正を優先すべきとの御意見をいただいた。
- また、仮に特定の地域において経過措置料金の解除基準が満たされた場合、当該地域における特定の料金メニューのスイッチング状況、需要家への影響(自由料金メニューにおける特定メニューの位置づけ等)といった点も精査する必要があると考えられる。
- 以上を踏まえ、需要家保護の在り方等については慎重な検討を要することから、当面は、経過措置料金の在り方についての検討を先行することとしてはどうか。
- また、特定の地域において、経過措置料金の解除基準を満たすことが明らかになった場合には、当該地域のスイッチング状況や需要家の状況を精査しつつ、特定の料金メニューの維持の要否、仮に維持すると判断された場合の手法等について、改めて検討することとしてはどうか。
- なお、最終保障供給については、他者に委託をできることや、実務的な課題への留意が必要という前提のもと、一般送配電事業者が担うことを確認した。

今後の検討の進め方

2. 経過措置料金の解除に至らない場合における経過措置料金の在り方等に関する論点

- ・ 経過措置料金の在り方については、しかるべき検討の場において、引き続き、以下のような点について検討を深めることとしてはどうか。
 - 燃料費調整制度の上限に限らず、事業者の努力が及ばない外生的な費用変動要因としてどのようなものが考えられるのか（燃料費、インフレ等）。
 - 現行の料金制度が前提としていない制度としてどのようなものが考えられるのか（GX-ETS等）、その制度の創設によりどのような費用がいつ発生すると考えられるのか。
 - その上で、現在、電力・ガス取引監視等委員会において検討が進められているレベルニュー
キャップ制度における物価等上昇への対応に関する議論の状況も参考にしつつ、事業者の努力の及ばない外生的な要因について、柔軟に価格転嫁できる仕組みの検討や、需要家保護の観点も含めて、経過措置料金の在り方について検討を進めることとしてはどうか。

3. 本WGにおける検討結果の詳細

(1) 安定供給確保を大前提とした、電源の脱炭素化の推進

【検討事項①】 安定供給に必要となる燃料の確保

【追加検討事項】 供給力確保に向けた方策

(2) 電源の効率的な活用に向けた系統整備・立地誘導と柔軟な需給運用の仕組構築

【検討事項②】 地内系統の計画的な整備を促す仕組み

【検討事項③】 大規模系統整備に係る資金調達の円滑化等

【検討事項④】 短期の最適な需給運用を可能とする市場整備

(3) 市場を通じた、安定的な価格での需要家への供給に向けた小売事業の環境整備

【検討事項⑤】 量的 (kWh) な供給能力の確保含む小売電気事業者の責任・役割の遵守を促す規律

【検討事項⑥】 中長期取引を促進する市場等

【検討事項⑦】 経過措置料金の解除に係る課題等の整理

(4) 共通する課題

【検討事項⑧】 電源・系統への投資に対するファイナンス

検討事項⑧電源・系統への投資に対するファイナンス

【課題】

- 今後、電力需要の増加に対応しつつ、安定供給を大前提に脱炭素化を進めるためには、長期にわたり、再エネや原子力といった脱炭素電源や系統への大規模な投資が継続的に行われる必要。
- 一方で、事業者にとって、費用回収に長期間を要し、投資と回収期にギャップがある大規模投資について、電気料金への影響を抑制しつつしていくことは容易ではない。

【対応の方向性】

- 脱炭素電力インフラへの円滑な投資に向け、市場・制度整備に加え、公的な信用補完の活用や政府の信用力を活用した融資等、ファイナンス円滑化の方策等を検討する。

● 電力システム改革の検証結果と今後の方向性

(4) 共通する課題

① 電源・系統への投資に対するファイナンス

電力分野の脱炭素化は、日本全体のGX実現の鍵であり、我が国の将来的な経済成長にとって大きな意味がある。今後、電力需要の増加に対応しつつ、安定供給確保を大前提に、電力分野の脱炭素化を推進していく必要があるが、そのためには、発電や送配電等の分野において、長期にわたり大規模な投資を継続していく必要がある。

一方で、市場環境が大きく変化し、事業の不確実性が高まってきており、多額の有利子負債が生じている中で、事業者が、今後も大規模かつ長期の資金を、継続して調達し続けることは容易ではない。さらに、投資タイミングと回収期のギャップがある中で、今後、先行的かつ集中的な更なる投資の拡大が求められていること、電気料金への影響を抑制しつつ投資を行っていく必要があることも資金調達をより難しくしている。また、事業者のファイナンスを支える金融機関・機関投資家等にとっても、融資・投資残高が大規模化しており、リスク管理の重要性がこれまで以上に高まっている点や、その中で事業者に対して追加でどの程度の規模の融資・投資が可能かといった規模管理の点等から、事業者に対して融資・投資を実行することへのハードルが高まってきていくことが指摘されている。なお、2050年カーボンニュートラル実現に向けて、世界的にも巨額の投資が必要となると見込まれており、そうした状況の中、諸外国においては電力分野におけるファイナンス面での投資支援が行われている。

こうした状況を踏まえると、我が国においても、様々な電気事業の制度見直しと併せ、民間資金を最大限活用する形で、電力分野における必要な投資資金を安定的に確保していくためのファイナンス環境の整備に取り組む必要があると考えられる。具体的には、民間金融機関等が取り切れないリスクについて、公的な信用補完の活用とともに、政府の信用力を活用した融資等、脱炭素投資に向けたファイナンス円滑化の方策等を検討する。

(1) 必要な投資資金確保の方策

- 電力分野において、必要な供給力を確保し、電力分野の脱炭素化を実現するためには、短期間に大規模な投資を行っていく必要がある。これまで、当WG及び小委では、「資金調達への懸念が必要な投資の足かせになつてはならない」といった御意見をいただいてきたところ。
- 今後の投資を見据え、必要な資金調達が円滑に行われるためには、電力事業において、適正な事業報酬率が確保されるなど、事業の成長性を確保することが重要との御意見があつた。エクイティファイナンス、デットファイナンスに関わらず、ファイナンスの観点から見ると、電力事業の成長性は、事業者の資金調達能力を確保するためには極めて重要な要素であり、引き続き、電力事業の成長に向けて事業環境の整備に取り組む必要がある。
- また、当WGにおける議論では、社債による資金調達について、ベース金利の上昇による調達コストの増大や、社債投資家の投資目線の短期化などの環境変化に対応しつつ、資金調達基盤を確保するために、既存の投資家の維持に加え、新規投資家層の拡大につながる施策が重要といった御意見も頂戴した。
- 他方で、短期的には、資本市場や社債市場での資金調達を急激に増やすことは難しく、投資資金の確保を銀行などの金融機関からの融資に頼らざるを得ないが、金融機関による融資についても、電力分野への融資総額が増える中で、更なる融資拡大を行うことは簡単ではない状況にある。
- こうした中で、必要な投資資金を円滑に、かつ、可能な限り低コストで調達できるよう、適正な事業報酬の確保など電力産業の成長に向けた取組や、社債市場における新規投資家の確保に向けた取組、金融機関による融資拡大に向けた取組など、電力分野における投資資金の円滑な調達に向けた取組を総合的に推進していくことが必要である。

(2) 民間融資の拡大に向けた方策

- これまでも、ファイナンス環境の向上という観点も含め、電気事業の予見可能性の確保の観点から、長期脱炭素電源オークションの創設や、託送制度の見直しといった検討が行われてきた。
- 他方で、今後増加が見込まれる需要に対応し、十分な供給力を必要なタイミングまでに確保していくためには、様々な投資案件が、今後短期間に集中的に行われる必要。こうした状況の中、大規模投資が複数重なることで、金融機関に、通常以上に多くの融資拡大の要請が行われ、民間金融のみで対応することが難しくなる可能性がある。そのため、政府の信用力を活用した公的融資の枠組みを整備することで、官民が協調し、民間融資を最大化していくことが必要である。
- 本WGでは、金融機関へのヒアリングを実施し、量的補完の観点での政府による制度措置の必要性や、官民協調の重要性について指摘をいただいた。また、小委では、諸外国における電源や系統への投資促進を図るため、官民協調で、電力分野の投資を促すためのファイナンス支援の枠組みが議論されていることも紹介された。
- こうした様々な視点も踏まえつつ、本WGでは、民間金融機関と協調する形で、公的機関が、長期かつ大規模の資金を必要な投資に融資するといった仕組みについて検討を行った。

ファイナンスの円滑化に向けた融資制度について

大規模投資の必要性

- DXやGXの進展に伴い、今後、電力需要が増加する見通し。
- 需要家の求める安定的な脱炭素電気の供給と、速やかな送電ネットワークへの接続が課題。
⇒今後、電力分野の脱炭素化を実現しつつ、電力の安定供給の確保を実現していくためには、電源や送配電設備などの電力インフラに大規模投資を行う必要

電力分野のファイナンス環境

- 電源及び系統整備における建設期間は長期間にわたり、その建設期間中は収入がないため、事業者に多額の資金立替負担が生じ、資金調達余力を圧迫。
- 今後増加が見込まれる電力需要に対応し、十分な供給力を必要なタイミングまでに確保していくためには、短期間に集中して、大規模な投資が行われる必要。
- そのためには、あらゆる金融手法を活用する必要。他方、短期的には、資金調達の多くを民間融資に頼らざるを得ないが、短期間に多くの資金調達が行われることで、これまで以上に資金調達が困難になる恐れ。

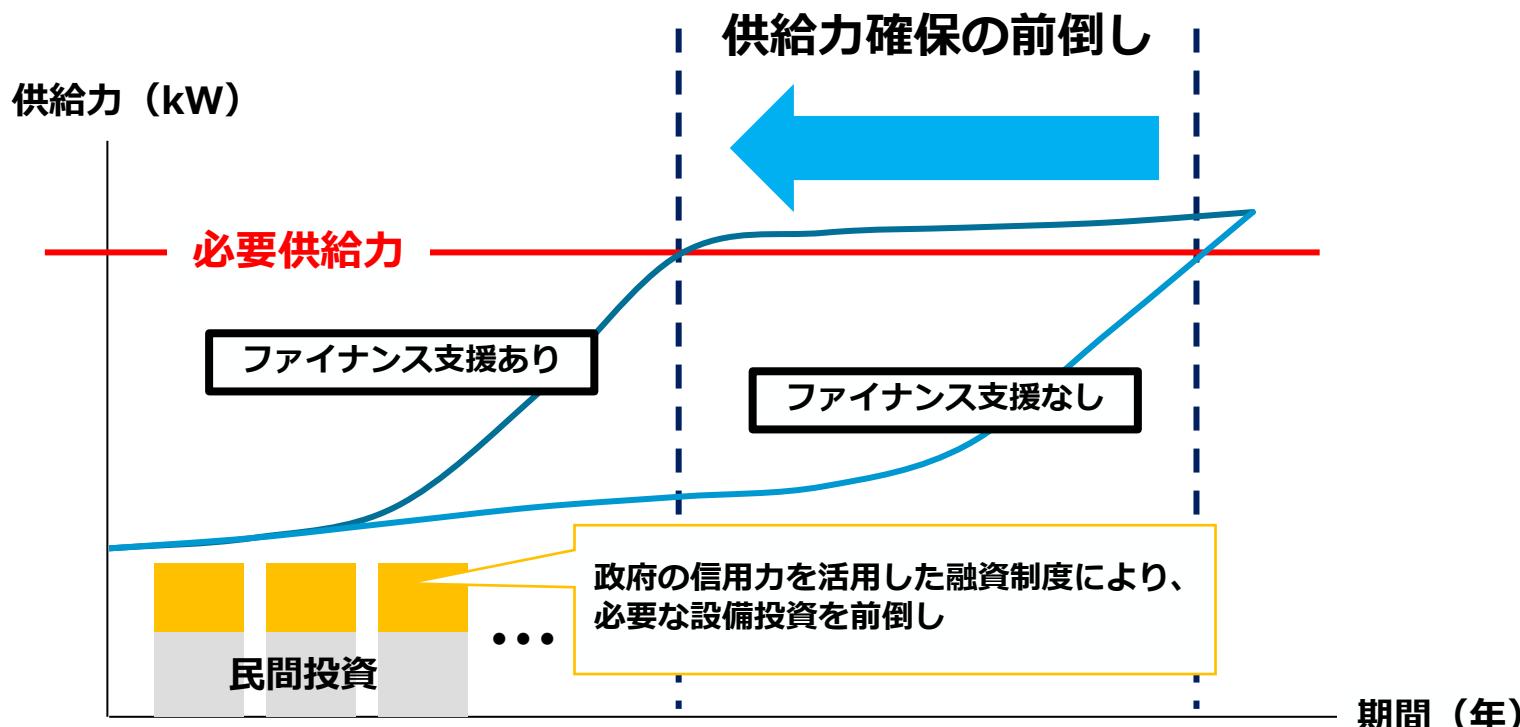
対応の方向性

- 政府の信用力を活用した融資制度を創設することで、民間金融を補完し、必要な長期・大規模な電力分野の投資を後押し。
⇒電力の安定供給や電力分野の脱炭素化といった需要家ニーズへの対応を迅速化

ファイナンス支援の必要性（イメージ図）

- 電源や系統の整備にかかるリードタイムを考慮すると、DXやGXによる今後の需要拡大や、2050年カーボンニュートラルに対応するためには、短期間に集中して、大規模な投資を行う必要。
 - そのため、特に、民間からの資金調達が難しい長期・大規模な投資に対し、政府の信用力を活用した融資制度を活用した支援を行うことで、供給力確保や系統整備の対応を迅速化。

イメージ図（供給力確保）



融資制度の位置づけと融資の実施主体

- 電気事業法では、小売電気事業者の供給能力確保義務により必要な供給力が確保されることが基本とされているが、何らかの理由で必要な投資が行われない場合に備え、電力広域的運営推進機関が、電源入札等の方法により、「供給能力確保の促進」についての業務を行うことができるとされている。
- 今回、新たに検討を行っている政府の信用力を活用した融資制度についても、供給能力確保の促進のための制度として整理し、制度設計を行っていくことが、これまでの整理と整合的である。そうした観点から、新たな融資制度についても、電力広域的運営推進機関が担うこととする。
- また、系統については、一般送配電事業者がエリア内における整備を行うことが基本であり、整備に要した費用は、託送料金によって回収される仕組みとなっている一方で、電力広域的運営推進機関が、広域連系系統のマスタープラン等を策定するとともに、地域間連系線の整備等への貸付・交付金の交付業務等を行うことで、一般送配電事業者に対し、必要な設備投資を後押しする体制が整備されてきたところ。
- 今後、DX・GXが進展する中で、これまで以上に、迅速な系統アクセスへのニーズが高まることが想定される中で、地域間連系線に加え、必要な地内系統の整備についても、ファイナンス面での後押しを行っていく必要がある。こうした地内系統整備に向けたファイナンス支援についても、電力広域的運営推進機関が、地域間連系線の整備へのファイナンス支援と一体的に担うこととする。
- なお、電力広域的運営推進機関は、値差収益を原資とした連系線整備へのファイナンス支援を行っており、一定程度、融資業務を行うことができる体制を有しているが、今後、新たな融資制度を担う場合には、更なる体制の強化が必要となる。

融資対象のイメージ

- 新たな融資制度は、長期・大規模な電源、系統投資の資金調達時の課題に対応するためのものであり、融資の対象については、電源・系統の規模や投資期間の観点から、一定の条件を付すことが必要である。また、経済産業大臣が融資対象について確認等するプロセスを設け、大臣が認めた案件に融資対象を絞り込むスキームを検討する。
- 例えは、電源については、安定供給の確保という観点からは、「特定社会基盤事業者」の対象となる事業者の要件（50万 kW以上の発電設備を有すること）等を参考にしつつ、一定の出力規模以上の設備への投資を制度の対象にすることを基本とする。また、系統については、地域間連系線は、現行制度同様に、認定整備等計画で定められた系統整備を制度の対象とする。地内系統については、基幹的な系統を対象とする観点で、上位二電圧など一定以上の電圧に係る設備を制度の対象にすることを基本とする。
- また、政策的なプライオリティを考えると、
 - 電源については、今後、需要家側のニーズが高まることが想定される脱炭素電源への投資支援を行うことを基本として、制度設計を行う。その際、具体的な電源種の絞り込みについては、脱炭素電源への投資支援を行っている長期脱炭素電源オーケションの対象電源を参考としつつ議論を行う。
 - 地内系統については、DXやGXなどの要請を踏まえ、需要家側のニーズへの対応の迅速化という観点から特に必要性が高い案件への支援を行うことを基本として制度設計を行う。
- 投資期間については、一般に、民間金融機関では融資が難しいとされる、原則10年以上の投資期間（投資時から回収までの期間）を要する案件であることを条件とする。
- 加えて、支援の許容性の観点からは、民間金融機関との協調の在り方や、融資対象事業者による資金調達に向けた取組の状況などを確認し、必要と認められる場合に新たな融資制度による支援を受けられるよう制度設計を行う必要がある。
- 上記の基本的な方向性を踏まえた上で、詳細な条件については今後検討を深めていく。

融資スキーム（資金調達）

- 前述のとおり、新たな融資制度については、電力広域的運営推進機関が担うこととなる。今後、融資スキームを具体化していくに当たり、財政融資を活用した資金調達手段を検討する。
- その際、調達した資金の償還を確実に進めていけるようにすることが必要となる。この点、民間の金融機関と同様に、新たな融資制度においても、融資先から、一定のリスクプレミアムを徴収し、リスクへの備えとすることが必要となる。
- 加えて、
 - 融資先からの返済を一定程度確実なものとするため、電源については、長期脱炭素電源オークションの落札案件、投資適格である契約先との長期PPA案件等の、投資回収の予見性が担保されている案件を対象とするよう要件を設定する、
 - また、例えば、融資業務に充てるため電力広域的運営推進機関に国からの財政措置を行う、
 - 電力広域的運営推進機関が行う電源入札の仕組みを参考に、万一の場合に備え、安定供給のラストリゾートとしての役割を有する一般送配電事業者から拠出金等を回収する枠組を設ける、

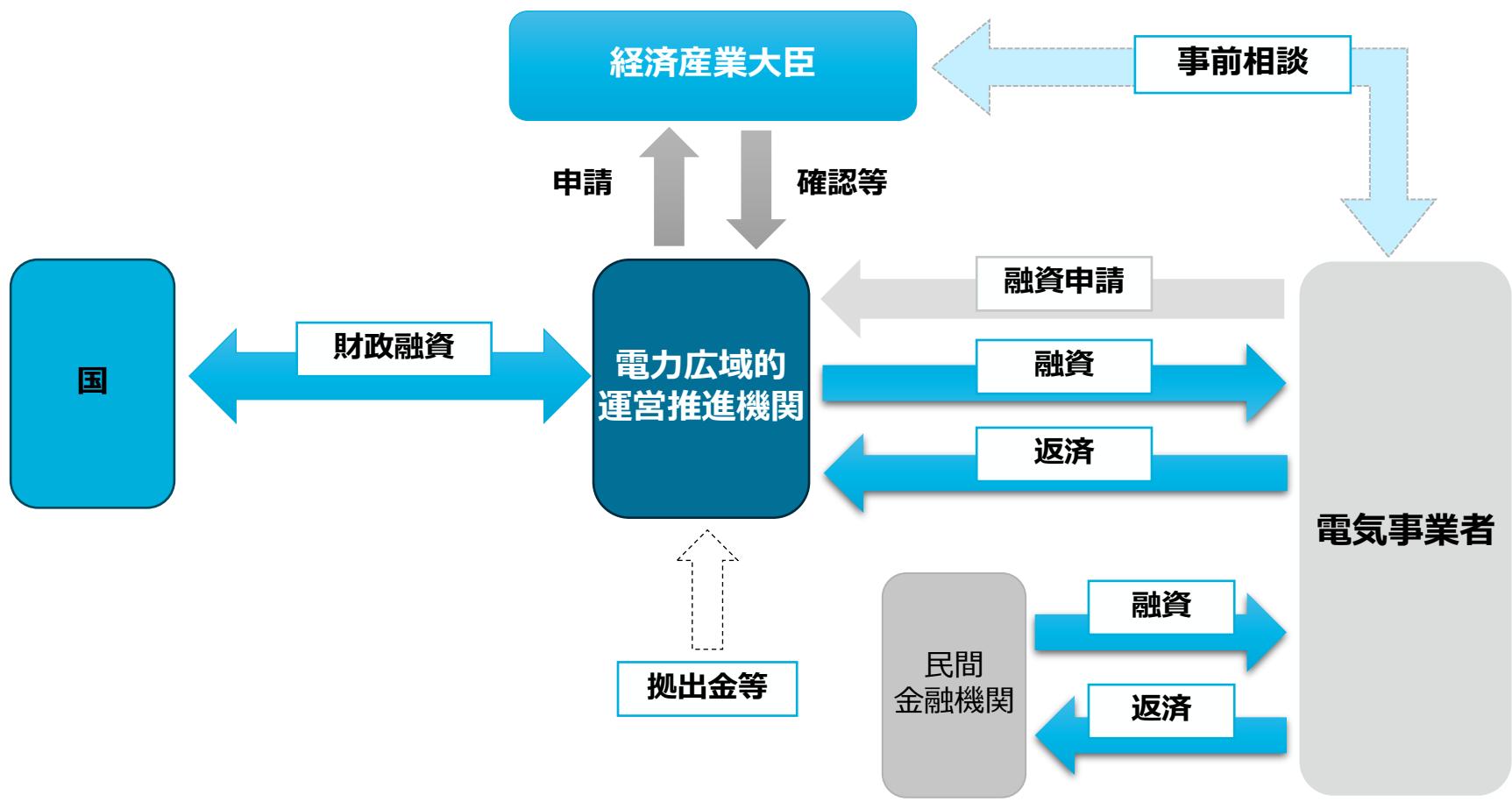
といった対応を行う。

融資スキーム（官民協調）

- 新たな融資制度は、官民協調・民業補完を原則とし、公的な制度の関与は、必要最小限のものとする必要がある。
- そのため、融資の実行に際しては、複数の民間金融機関からの融資があることを前提とし、融資額については、例えば、総融資額の3割程度など、一定の上限を設けることとする。ただし、投資金額が特に巨額となるようなプロジェクトファイナンス案件等については、案件ごとの特性に応じ、柔軟な上限設定をする必要がある。
- 貸付利率は、民業補完性の観点から、民間金融機関から当該電気事業者への貸付利率や、電気事業者が発行する社債の利率といった民間水準並みの金利水準とする。
- 融資期間は、民間金融で賄いきれない、長期かつ大規模な投資資金を補完し、電気事業者が必要なタイミングまでに必要な投資を行えるようにする、という政策目的に適う適切な条件を設定する。
- 加えて、新たな融資制度を利用する際には、民間事業者の投資効率化等の取組などの経営努力を可能な限り促すことを前提とすべきであるため、事業者が策定する事業計画等の適切性や実行性を確認できる枠組を構築する。

(参考) 融資スキーム (全体像のイメージ)

<融資制度スキームのイメージ図>



4. 今後の進め方

4. 今後の進め方

- 本とりまとめでは、電力システム改革の検証結果で示された方向性に沿って本WGで議論した結果を整理し、検討事項ごとに今後の取組を示した。
- 各検討事項について、取組を行うこととされている事項については、本WGでの議論を踏まえ、法制上の措置も含めて、必要な措置の具体化を図る。
- また、引き続き検討することとされている事項については、本年度中を目途に引き続きWGで議論した上で、来年度以降は、より詳細な議論を行うための実務者も含めた新たな会議体を設置することも含め、検討事項ごとにそれぞれ適切な場で議論を進めていく。